

平成22年5月7日

関係機関各位

神奈川県保健福祉局
福祉・次世代育成部障害サービス課長

障害者総合福祉推進事業の実施及び平成22年度障害者総合福祉推進事業
に係る公募について（通知）

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日ごろ格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、別添（写）のとおり平成22年4月23日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長から障発0423第1号「障害者総合福祉推進事業の実施について」及び企画課長から障企発0423第1号「平成22年度障害者総合福祉推進事業に係る公募について」により通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、別添「平成22年度障害者総合福祉推進事業公募要項」をご覧いただき、本事業に取り組まれる場合には直接厚生労働省あてに応募書類等をお送りくださるようお願ひいたします。

なお、応募書類等の様式につきましては、下記の厚生労働省のホームページからダウンロードしてください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/cyousajigyou/index.html>

- 事業全般、事務手続きに関する問い合わせ及び提出書類送付先
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自治体支援係
電話 03-5253-1111（代）内線3007、3028
- 提出期限 平成22年5月21日（金）（厳守）

問い合わせ先
事業支援グループ 堀口
電話045（210）4717（直）

障発0423第1号
平成22年4月23日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害者総合福祉推進事業の実施について

障害者自立支援法廃止後の新たな仕組みである総合的な福祉制度を検討するに当たっての課題について、地域における実践・取組を踏まえて実態把握、検討等を行うことを目的として、今般、別紙の要綱により「障害者総合福祉推進事業」を実施することとしたので通知する。

貴職におかれでは、了知いただくとともに、管内市町村（特別区、一部事務組合又は広域連合を含む。）及び公益法人等関係団体に対する周知方お願ひする。

(別紙)

障害者総合福祉推進事業実施要綱

(平成22年4月23日制定)

1 目的

障害者総合福祉推進事業は、障害者自立支援法廃止後の新たな仕組みである総合的な福祉制度を検討するに当たっての課題について、地域における実践・取組を踏まえて実態把握、検討等を行うことを目的とする。

2 補助対象事業

別添の指定課題について実態把握、検討等を行う事業を公募するとともに、応募のあった事業のうち4に定める評価検討会による審査を経て採択されたものに対し、別に定めるところより補助するものとする。

3 補助対象事業の実施主体

- (1) 都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）
- (2) 社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人その他厚生労働大臣が特に必要と認めた法人

4 評価検討会の設置

応募のあった事業に対する補助の採否について審査するとともに、採択した補助対象事業の実施状況について総合的な評価を行うため、外部有識者による障害者総合福祉推進事業評価検討会を設置する。

5 応募方法

補助を希望する者は、別に定めるところにより、書面により応募するものとする。

6 補助金交付の対象経費

補助の対象となる経費の範囲等については、別に定めるものとする。

別添

番号	指定課題
1	難病患者等の日常生活状況や福祉ニーズの調査
2	障害者の定義・手帳制度などに係る海外の実態に関する調査
3	地域生活支援事業の実施における地域間の差異に関する調査
4	障害者の情報保障に関する調査
5	障害者が利用する福祉用具の制度の在り方に関する調査
6	支給決定プロセス等に係る海外の実態に関する調査
7	障害者の相談支援のあり方に関する調査
8	障害者の相談支援専門員の現任研修のあり方に関する調査
9	自立支援協議会の活性化に向けた事例収集とガイドラインの作成
10	障害者虐待防止に向けた調査と指針の作成
11	障害福祉分野においてピアサポートを活用するための活動実態の調査
12	ピアサポートの人材育成と雇用管理等の体制整備のあり方に関する調査とガイドラインの作成
13	サービス管理責任者の人材育成とスキルアップのあり方についての調査と研修プログラム等の作成
14	知的障害者・精神障害者等の地域生活を目指した日常生活のスキルアップのための支援の標準化に関する調査とガイドラインの作成
15	身体障害者の生活の自立に向けた訓練の標準化に関する調査
16	地域移行支援(知的・精神分野)プログラムの標準化と人材育成に関する調査
17	生産活動を実施している事業のあり方についての調査
18	障害福祉サービスにおける日中活動プログラムに関する調査
19	医療ニーズの高い障害者等への支援策に関する調査
20	障害者支援施設等利用者の高齢化に伴う支援のあり方についての調査
21	障害児・者の移動支援のあり方に関する調査
22	在宅の知的障害者・精神障害者等に対する支援のあり方に関する調査
23	訪問系サービス利用者のサービス利用状況等の実態把握に関する調査
24	障害児施設のあり方に関する調査
25	障害児支援の強化に向けた福祉と特別支援教育における連携に関する調査
26	精神障害者地域生活移行支援のための、当事者と障害福祉サービス事業所等への普及啓発及びアドバイザーレンジプログラムの開発
27	未治療・受診中断等の精神疾患患者へのアウトリーチ(訪問)支援モデルの開発と普及
28	依存症者に対する地域支援、家族支援のあり方についての調査とサービス類型の提示
29	保健福祉領域における訪問活動を活用した精神保健ゲートキーパー機能についての調査とマニュアルの作成
30	精神疾患の社会的コストの推計
31	高齢精神障害者の生活の場の確保と社会資源の活用に関する調査と提言
32	触法精神障害者(医療観察法対象者含む)の地域生活・社会復帰支援のあり方に関する調査と支援モデル等の作成

障企発0423第1号
平成22年4月23日

各 都道府県障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

平成22年度障害者総合福祉推進事業に係る公募について

障害者自立支援法廃止後の新たな仕組みである総合的な福祉制度を検討するに当たっての課題について、地域における実践・取組を踏まえて実態把握、検討等を行うことを目的として、障害者総合福祉推進事業を実施することとしました。

つきましては、本事業に係る国庫補助を希望する場合には、別添「平成22年度障害者総合福祉推進事業公募要項」に基づき、平成22年5月21日（金）までに応募書類を提出してください。

なお、応募のあった事業については、外部有識者からなる評価検討会に諮り、採択の可否等を決定することとしていることを申し添えます。

加えて、管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）及び公益法人等関係団体に対して、この旨ご周知くださいますようお願い申し上げます。

平成22年度総合福祉推進事業公募要項

障害者自立支援法廃止後の新たな仕組みである総合的な福祉制度を検討するに当たっての課題について、地域における実践・取組を踏まえて実態把握・検討等を行うことが必要である。

このことから、本事業は、そのような地域における取組について、実態把握・検討等を行う事業に対して所要の助成を行うこととしているので、以下の事項に留意の上、応募されたい。

1 公募する事業

別添の指定課題について実態把握、検討等を行う事業を公募する。

2 公募する事業の実施主体（応募主体）

- 都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）
- 社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人その他厚生労働大臣が特に必要と認めた法人

3 補助基準額等

（1）補助基準額

1,000万円を上限とする。

（2）補助率

定額（対象経費の10／10相当）

（3）補助対象経費

補助事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費〔諸謝金〕、
旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費〔雑役務費、通信運搬費〕、委託料、使用料及び賃
借料、備品購入費（〔 〕内は、公益法人等における対象経費名である。）

【補助対象経費の具体的な支出内容】

番号	経費の分類	支出内容
1	報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤の職員の報酬 (※常勤職員の給料・手当等の人事費は補助対象外) ・自治体に付属機関として設置される審査会、審議会等の委員その他の構成員の報酬
2	賃金	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的に雇用される職員（アルバイト）に対して労働の対価として支払う金銭 (※常勤職員の給料・手当等の人事費は補助対象外)
3	共済費	<ul style="list-style-type: none"> ・1、2の支払対象者について、法令に基づいて負担する社会保険の保険料
4	報償費〔諸謝金〕	<ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会等の構成員に対する謝礼 ・講演会、講習会、研究会等の講師の謝礼 (いずれも金銭、物品を問わない)
5	旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の旅行経費 (※国外旅費については、事業遂行に必要不可欠と認められるもの以外は補助対象外)
6	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・各種事務用紙、文具の類、収入印紙、雑誌等、その性質が使用することによって消耗され、若しくは毀損しやすいもの又は長期間の保存に適さない物品の購入費
7	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票、報告書、成果物等の印刷、製本の経費
8	役務費〔雑役務費、通信運搬費〕	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便料、運搬料、電信電話料 ・新聞、雑誌等による広告、宣伝を行う費用 ・銀行振込手数料、翻訳手数料
9	委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの集計作業等を第三者に行わせる場合の経費 ・人材派遣会社に対して支払う派遣料
10	使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会等の会場借上料 (※パソコン等、OA機器のリース料は補助対象外)
11	備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・点字プリンター等リースになじまない物品の購入費 (※パソコン、コピー機、机、キャビネット、自動車、農機具、厨房用備品等の購入費は補助対象外)

4 採否の決定方法について

(1) 事前審査について

- 次のいずれかに該当する場合は、外部有識者による評価検討会の意見を聴いた上で、審査事務局の事前審査において不採択とする。
 - ・ 平成23年3月31日までに終了しない事業である場合
 - ・ 事業内容が指定課題に明らかに合致していない場合
 - ・ 国庫補助所要額が1,000万円を超過している場合
 - ・ 委託料の占める割合が国庫補助所要額の50%以上である場合
 - ・ 備品購入費の占める割合が国庫補助所要額の50%以上である場合
 - ・ 学識経験者等の外部委員を含めた検討委員会を設置しない場合
 - ・ 事業に携わる者と経理に携わる者が兼務している場合
 - ・ 財務諸表等の会計書類から法人の経営状況に深刻な問題があると判断される場合
 - ・ 1法人が複数の応募をしている場合（ただし、5の（2）のただし書きの場合を除く。）
 - ・ 「9」に定める応募書類が全て提出されていない場合
- また、次のいずれかに該当する場合は、応募書類を受け付けず書類を返却する。
 - ・ 法人格のない団体が応募している場合
 - ・ 複数の法人が連名で応募している場合
 - ・ 「10」の期限を過ぎて応募書類が提出された場合

(2) 評価検討会における審査

応募のあった事業のうち事前審査において問題が認められなかつたものについては、事業実施計画書と所要額内訳書のそれぞれについて、評価検討会において審査を行い、その結果に基づき、予算の範囲内で採否を決定する。（※平成22年6月中を予定）

【審査の主なポイント】

- ・ 事業実施計画書は、指定課題に対応した事業内容であり、その手法も具体的で実現可能であるか。狙いとする成果が十分期待できるか。
- ・ 所要額内訳書は、事業の内容・手法に即した合理的な積算となっており、過大な経費が計上されていないか。 等

5 応募に当たっての留意事項

(1) 応募主体について

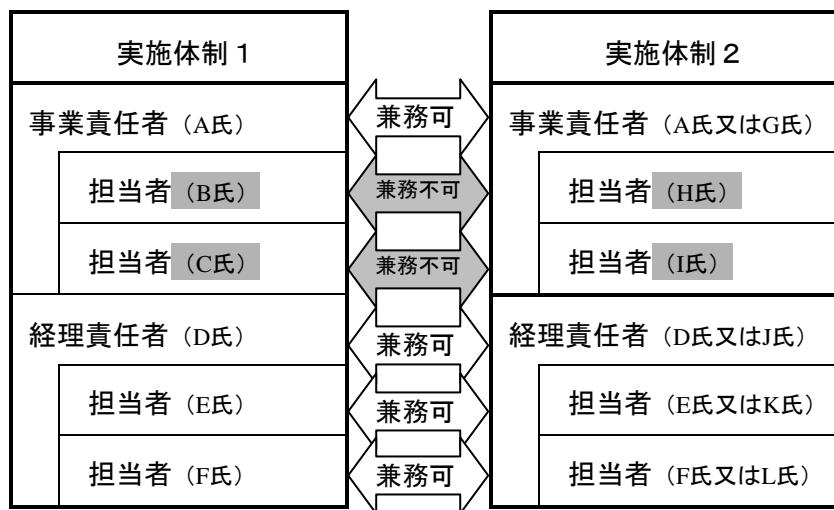
複数の法人が共同して事業を行う場合については、いずれかを代表法人として選定し、当該法人が応募を行うこと。（連名による応募は認めない。）

(2) 応募件数について

- 1法人当たりの応募件数は、1件を上限とする。
- ただし、独立した事業の実施体制が複数構築されている法人の応募については、当該実施体制ごとの応募を可能とする。
- 補助基準額(1,000万円)の範囲であれば、1件の応募に他の指定課題の全部又は一部を含めて応募することは差し支えない。

【事業の実施体制と応募件数の関係】

事業の実施体制について、事業の実務に携わる事業担当者が複数の事業実施体制にまたがって兼務していない場合には、事業の実施に直接携わらない事業責任者が兼務していても、それぞれ独立しているものとする。



(3) 成果物等について

- 事業実績報告書とは別に成果物（事業の成果等をまとめた報告書冊子）を10部作成し、厚生労働省に提出すること。（なお、成果物は国立国会図書館に納本するとともに、評価検討会における事後評価の対象となる。）
- 成果物は、厚生労働省ホームページにおいて公開を予定しているので、紙冊子のほか、電子媒体（PDF形式）をCD-R等により提出すること。
- 成果物については、とりまとめた事業の成果だけでなく、検討の経過に関しても詳細な記載を行うよう心がけること。
- 評価検討会における成果物の事後評価において、質が著しく低いと判断された団体については、以後の補助金交付の選定に当たって当該評価結果を考慮要素とすること。
- 採択された場合には、事業の実施計画及び成果概要を、実施主体のホームページ等を通じて情報発信に努めること。

(4) その他

- 応募書類を提出した後の書類の追加提出や差し替えは認められないとこと。
- 地方公共団体職員等を対象とした会議において、事業の成果を発表していただく場合があること。
- 補助金の支払いは、概算払いを予定しているが、場合によっては精算払いになることがあること。

6 事業実施計画書の作成に当たっての留意事項

- 各指定課題の個票に記載されている事業内容・手法に即して実施計画を立案すること。
- 事業の客観性等を確保するため、外部有識者を含めた検討委員会を設置し、定期的に事業の評価や助言を受けること。

7 所要額内訳書の作成に当たっての留意事項

(1) 人件費について

- 法人の理事、取締役等の役員報酬は、補助の対象外であること。
- 本事業に従事する非常勤職員及び一時的に雇用される職員（アルバイト）の給与（通常手当を含む）は、補助の対象であるが、常勤職員に係る給料、各種手当等の人件費は、補助の対象外であること。
- 非常勤職員及び一時的に雇用される職員（アルバイト）の人件費の積算は、団体の内規に従って積算すること。（当該内規資料は、応募の際に併せて提出すること。）

(2) 報償費〔諸謝金〕について

- 報償費〔諸謝金〕の積算は、事業目的との関連性を明確にするため、回数や人数等をできる限り明確にすること。
- 報償費〔諸謝金〕の積算は、団体の内規に従って積算すること。（当該内規資料は、応募の際に併せて提出すること。）
- 「6」の検討委員会等に応募団体の役職員が出席した場合の当該役職員に対する報償費〔諸謝金〕は、補助の対象外であること。（当該役職員に対して、別途、応募法人から給与が支給されていない場合も同様とする。）

(3) 旅費について

- 先進地等の視察を目的とした旅費は、補助の対象外であること。
- 海外渡航経費は、原則として認めないが、事業の内容から海外調査を行うことが必要と認める場合には、海外調査の必要性、海外渡航先、具体的調査内容等を実施計画書において明らかにすること。
- 旅費の積算は、事業目的との関連性を明確にするため、回数や人数等をできる限り明

確にすること。

- 旅費の積算は、団体の内規に従って積算すること。（当該内規資料は、応募の際に併せて提出すること。）

(4) 備品購入費について

- 備品（例：パソコン、コピー機、机、キャビネット、自動車、農機具、厨房用備品）の購入費は、補助の対象外であること。
ただし、事業の遂行上必要不可欠なもので、リースによっても調達が困難な場合（点字プリンター等）については、この限りでない。
- 国庫補助所要額のうち、備品購入費の占める割合は50%未満とすること。（事業実績段階においても、当該経費が50%以上にならないよう留意すること。）

(5) 委託料について

- 委託することが認められる業務は、調査票の発送・集計業務等であり、事業の主要部分を委託することは認められないこと。
- 委託料を計上する場合には、あらかじめ業者から見積書を徴すること。（当該見積書は、応募の際に併せて提出すること。）
- 契約予定価格が100万円（消費税込み）以上の契約を行う場合には、複数の見積書を徴した上で契約を行うか、競争入札に付すこと。
- 国庫補助所要額のうち、委託料の占める割合は50%未満とすること。（事業実績段階においても、当該経費が50%以上にならないよう留意すること。）

(6) 使用料及び賃借料について

- 事務所、駐車場の賃料については、補助の対象外であること。
- OA機器類（パソコン、コピー機、机、キャビネット等）のリース料は補助の対象外であること。

(7) その他

- 食糧費、光熱水費、ガソリン代等の燃料費は、補助の対象外であること。
- 補助対象は、内示日（6月中を予定）以降の事業費であること。

8 補助金執行の適正性確保

- 本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定により交付される補助金であり、不適正な使用が認められた場合については、刑事処罰されることがあること。

- 本事業は、平成21年12月24日にとりまとめた「障害者自立支援調査研究プロジェクトの補助金不正事案を踏まえた再発防止策について」を踏まえて実施するので、次に掲げることに留意すること。
 - ・ 事業の収支報告等の事業実績報告書については、厚生労働省ホームページにおいて公表すること。
 - ・ 事業実績報告には、法人の監事等による本事業の監査結果報告を添付する必要があること。
 - ・ 事業の執行状況を調査するため、事業の実施中又は終了後に現地調査を行う場合があること。
 - ・ 本事業について、補助金を他事業に流用する等の不正事実が判明した場合には、当該法人及び不正行為を行った者が属する法人については、最長5年間、本事業の応募を認めない措置をとること。
 - ・ 事業が採択された場合には、法人所属職員に対して、法人内で本補助金に関する不正行為等を発見した場合の国への通報窓口を周知する必要があること。（当該通報窓口については、内示の際に改めてお知らせする。）
- 上記以外の再発防止策については、次のホームページにおいて公開しているので、予め確認しておくこと。

再発防止策の概要

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/12/s1224-17.html>

9 提出書類

(1) 障害者総合福祉推進事業の実施に係る次の書類

- 平成22年度障害者総合福祉推進事業への応募について（別紙1）
- 事業実施計画書（別紙2）
- 所要額内訳書（別紙3）
- 事業の実施体制（別紙4）
- 事業実施スケジュール表（別紙5）
- 人件費、報償費及び旅費の支給基準（団体の内規）（様式なし）
- 委託料の見積書（委託料を計上している場合）（様式なし）

(2) 法人の概要、活動状況に係る次の書類 【地方公共団体は提出不要】

- 定款又は寄附行為（様式なし）
- 役員名簿（別紙6）
- 法人の概況書（別紙7）

- 理事会で承認を得た直近の事業実績報告書（様式なし）
- (3) 法人の財政状況に係る次の書類 【地方公共団体は提出不要】
- 平成22年度収入支出予算（見込）書抄本（様式なし）
 - 理事会等で承認を得た直近の財務諸表（貸借対照表、収支計算書、財産目録）、監事等による監査結果報告書（様式なし）

上記様式の電子媒体については、当省ホームページよりダウンロードすること

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/cyousajigyou/index.html>

10 提出期限

平成22年5月21日（金）（持参の場合は、午後5時まで）

- ※ 地理的条件によっては、持参が困難な場合もあることから、郵送による場合は当日消印有効とする。
- ※ 提出期限を経過して届いた応募書類については、受け付けないので、締め切りの厳守について、特に留意すること。

11 提出方法

- (1) 提出書類の送付先は、次のとおりとする。

<提出書類の送付先>

郵便番号 100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自治体支援係

- (2) 提出書類のうち、事業実施計画書（別紙2）及び所要額内訳書（別紙3）については、書類の提出と併せて電子媒体を下記アドレスに送付すること。（送付する際はメールの表題に「【法人名】障害者総合福祉推進事業応募」と入れること。）

なお、当該メールが「11」の提出期限までに届いたとしても、提出書類が郵送等で届いていない場合には、応募書類を受け付けないので、留意すること。

- (3) 市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）の応募書類の提出は、都道府県を経由せず、直接厚生労働省に送付すること。

<電子媒体送付先アドレス>

syougaikaikaku@mhlw.go.jp

12 問い合わせ先

- 事業全般、事務手続に関すること

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 石澤、後藤、相澤

電話 03-5253-1111（代） 内線3007、3028

- 指定課題の内容に関すること

「平成22年度障害者総合福祉推進事業 指定課題」個票の下欄に掲げる「担当課・室・係」とする。

番号	指定課題
1	難病患者等の日常生活状況や福祉ニーズの調査
2	障害者の定義・手帳制度などに係る海外の実態に関する調査
3	地域生活支援事業の実施における地域間の差異に関する調査
4	障害者の情報保障に関する調査
5	障害者が利用する福祉用具の制度の在り方に関する調査
6	支給決定プロセス等に係る海外の実態に関する調査
7	障害者の相談支援のあり方に関する調査
8	障害者の相談支援専門員の現任研修のあり方に関する調査
9	自立支援協議会の活性化に向けた事例収集とガイドラインの作成
10	障害者虐待防止に向けた調査と指針の作成
11	障害福祉分野においてピアサポートを活用するための活動実態の調査
12	ピアサポートの人材育成と雇用管理等の体制整備のあり方に関する調査とガイドラインの作成
13	サービス管理責任者の人材育成とスキルアップのあり方についての調査と研修プログラム等の作成
14	知的障害者・精神障害者等の地域生活を目指した日常生活のスキルアップのための支援の標準化に関する調査とガイドラインの作成
15	身体障害者の生活の自立に向けた訓練の標準化に関する調査
16	地域移行支援(知的・精神分野)プログラムの標準化と人材育成に関する調査
17	生産活動を実施している事業のあり方についての調査
18	障害福祉サービスにおける日中活動プログラムに関する調査
19	医療ニーズの高い障害者等への支援策に関する調査
20	障害者支援施設等利用者の高齢化に伴う支援のあり方についての調査
21	障害児・者の移動支援のあり方に関する調査
22	在宅の知的障害者・精神障害者等に対する支援のあり方に関する調査
23	訪問系サービス利用者のサービス利用状況等の実態把握に関する調査
24	障害児施設のあり方に関する調査
25	障害児支援の強化に向けた福祉と特別支援教育における連携に関する調査
26	精神障害者地域生活移行支援のための、当事者と障害福祉サービス事業所等への普及啓発及びアドバイザー研修プログラムの開発
27	未治療・受診中断等の精神疾患患者へのアウトリーチ(訪問)支援モデルの開発と普及
28	依存症者に対する地域支援、家族支援のあり方についての調査とサービス類型の提示
29	保健福祉領域における訪問活動を活用した精神保健ゲートキーパー機能についての調査とマニュアルの作成
30	精神疾患の社会的コストの推計
31	高齢精神障害者の生活の場の確保と社会資源の活用に関する調査と提言
32	触法精神障害者(医療観察法対象者含む)の地域生活・社会復帰支援のあり方に関する調査と支援モデル等の作成

平成22年度障害者総合福祉推進事業 指定課題（個票）

指定課題 1	難病患者等の日常生活状況や福祉ニーズの調査
指定課題を設定する背景・目的	障害者自立支援法の支援の対象者は、身体障害者福祉法上の身体障害者など個別法を引用する形で規定しているが、新たな法制度においては、現在支援の対象となっていない難病患者なども含めて『制度の谷間』のない仕組みの検討が必要となっている。
想定される事業の手法・内容	難病患者団体等を通じ、現在、障害者自立支援法の対象となっていない難病患者や慢性疾患患者に対して、日常生活状況や介助の必要性、求められる福祉的支援等に関するアンケート調査やヒアリングを実施し、これらの実態を明らかにする。
期待する事業成果	<p>難病等患者について、以下の項目について基本的属性別（性、年齢、傷病・疾患名等）に実態をとりまとめ、報告書にまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活上の困難（居宅にあっては、入浴、排泄、食事、衣類脱着等、居宅外にあっては通院等の介護）を伴っているか ・日常生活上の困難に対して、どのようなサービスをうけているか（介護保険サービス、難病居宅支援サービス、自立支援給付等） ・日常生活上の困難に対して、どのようなサービスを望んでいるか（ホームヘルプサービス、移動支援サービス、住宅改修サービス、補装具等） ・日常生活上の困難の持続性（一時的なものか、6ヶ月以上続く継続的なものか、完全に固定したもののか等）がどのような状態にあるか ・その他どのような生活上の諸問題（所得、就労、就学、家事等）を抱えているか ・障害者手帳の所持の有無
担当課室・係	企画課 企画法令係

指定課題 2	障害者の定義・手帳制度などに係る海外の実態に関する調査
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者自立支援法の支援の対象者は、身体障害者福祉法上の身体障害者など個別法を引用する形で規定しているが、新たな法制度においては、現在支援の対象となっていない難病患者なども含めて「制度の谷間」のない仕組みの検討が必要となっている。</p> <p>また、障がい者制度改革推進会議における論点の一つとして、手帳制度についても言及がなされているところ。</p> <p>このため、海外の障害福祉制度をはじめとした障害者の定義や手帳制度などの実態について、調査研究を行うこととする。</p>
想定される事業の手法・内容	文献調査や関係者へのヒアリング等により、障害福祉制度をはじめとした各制度における障害者の定義や、手帳制度などに関して海外の実態を明らかにする。
期待する事業成果	<p>以下の事項についてまとめた報告書及び各国の制度の対比表などの作成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障害福祉制度の概要及び当該制度に係る障害者の定義 ② その他の障害者施策に係る障害者の定義 (障害者差別禁止法制、障害者雇用制度、所得保障など) ③ 障害者手帳制度の実態 (制度の有無、手帳所持による効果、各障害者施策との関係など)
担当課室・係	企画課 企画法令係

指定課題 3	地域生活支援事業の実施における地域間の差異に関する調査
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業は、実施主体である各地方自治体が、地域の特性や利用者の状況に応じて、サービス形態や利用方法等を柔軟に設定することが可能な仕組みとしているが、現状では地方自治体の財政状況など様々な要因により地域間格差があるとの指摘がある。 ・このため、必須事業（特に移動支援事業やコミュニケーション支援事業）について、各地方自治体が定めている利用目的等の規定の状況と利用者の意見を調査することにより、現状では地方自治体の裁量に委ねられている事業の実施方法について、国・地方の役割について検討するための基礎資料を収集する。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援事業及びコミュニケーション支援事業について、対象者、提供可能エリア、実施内容、支給量、利用者負担など、実施主体である各市町村が定める規定の状況や利用者の意見を調査する。 (例) ・実施要綱等の規定内容の分析、市町村に対するヒアリングやアンケートによる運用上の取扱いの把握等 ・これらのサービスが実施されている地域の利用者の意見をヒアリングやアンケートにより、把握する。 ・また、未だこれらのサービスが実施されていない地域における支援の必要性や代替している支援の実態を把握する。 <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の地域に偏ることなく、全国的な傾向を調査すること。 ・地域間の差異を比較検討できるよう、客観的にデータを整理すること。
期待する事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査に基づき、報告書を作成。 <ul style="list-style-type: none"> ア 報告書の作成にあたっては、調査項目について、特定の地域に偏ることがなく、全国的な傾向を明らかにする。 イ また、地域間の差異の内容が比較検討できるよう地域特性を考慮した上での客観的データを整理する。 ウ 明らかにされた事業の実態について、その要因についても可能な限り、分析を行う。 ・ 利用者の意見として強いものは、今後の事業展開の参考資料となるように、事業の実施主体である市町村に配付する。
担当課室・係	自立支援振興室 地域生活支援係

指定課題 4	障害者の情報保障に関する調査
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者権利条約では、第21条「表現及び意見の自由並びに情報の利用」において情報の利用、提供のための措置が求められている。 ・障害特性に応じて必要とされる情報保障の内容や形態は様々であるが、地域における障害者への情報提供の社会資源は限られていることから、障害種別毎に情報保障の現状や利用者の意見、先駆的な取り組みなどを調査し、全国各地において実施可能な提供形態等について検討するための基礎資料を収集する。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障害種別毎の情報の利用意向、利用状況、課題についての調査とともに、新たな情報提供の形態等の有効性、汎用性の検証、提供のためのルール作りなどについて研究する。 <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者や発達障害者などへの情報提供に有効な形態及び手法等の調査研究 ・行政情報、社会生活情報などの提供課題、先駆的取り組み等の調査研究 <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査にあたっては、障害当事者の意見を把握できるよう手法等に配慮すること。
期待する事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ・調査に基づき、報告書を作成。 <ul style="list-style-type: none"> ア 報告書の作成にあたっては、調査項目について、特定の障害種別に偏ることなく、障害種別毎に調査を行う。 イ 障害種別毎に情報保障の現状、利用者の意見を整理し、問題点を分析する。 ウ 障害種別毎に先駆的な取り組みを調査し、問題点や有効性、汎用性について検証を行う。 エ 上記に基づき障害種別毎の新たな情報提供の形態についての提案を行う。この際、有効性、汎用性や配慮すべき事項を明らかにする。
担当課室・係	自立支援振興室　社会参加支援係

指定課題 5	障害者が利用する福祉用具の制度の在り方に関する調査
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者が利用する福祉用具の制度として、補装具費支給制度（自立支援給付）と日常生活用具給付等事業（地域生活支援事業の一事業）があるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両制度で統一的な取扱いとしてほしい。 ・レンタル制度を導入すべき。 ・福祉用具の適合には専門的な技術を要し時間がかかることから、「もの」の価格だけでなくサービス費を別に設定すべき。 ・補装具製作事業者を指定事業者制にすべき。 ・補装具判定の手続きを近くの医療機関等で行えるようにすべき。（補装具判定機関と地域の医療機関が連携すべき。） ・離島や山間地域については加算を設けるべき。 <p>等の意見がある。</p> <p>これらの意見について、どの程度望む声が強いのか、他にどのような意見が多いのか、障害者やその支援者等に対し調査を行い、新たな総合福祉法の議論のための基礎資料とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>福祉用具を利用する障害者や支援者の意見を、ヒアリングやアンケートにより把握する。</p> <p>【留意事項】</p> <p>特定の地域に偏ることなく、全国的な調査とすること。</p>
期待する事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査に基づき、報告書を作成。 <ul style="list-style-type: none"> ア 報告書の作成にあたっては、調査項目について、特定の地域に偏ることがなく、全国的な傾向を明らかにする。 イ 上記「指定課題を設定する背景・目的」に掲げる各種の要望について、どの程度望む声が強いのか、他にどのような意見が多いのかが、比較検討できるよう客観的データを整理する。 ウ 明らかにされた意見について、その背景・制度的な問題点についても可能な限り、分析を行う。 ・ 利用者の意見として強いものは、今後の参考資料となるように、日常生活用具給付等事業の実施主体である市町村に配付する。
担当課室・係	自立支援振興室　社会参加支援係

指定課題 6	支給決定プロセス等に係る海外の実態に関する調査
指定課題を設定する背景・目的	<p>現在、同じ状態の障害者には同じサービス必要度となる尺度として障害程度区分を導入した上で、サービスの支給決定に当たっては、この障害程度区分とともに、本人の利用意向、本人の置かれている環境等についても十分勘案することとし、支給決定の公平化・透明化を図っているところ。</p> <p>しかし、現在、障害程度区分については廃止する方向で検討することとされており、この障害程度区分の廃止後の支給決定のプロセスのあり方が論点となっている。このため、今後の議論の参考として、海外の実態に関して調査研究を行うこととする。</p> <p>また、現行制度においては、限りある財源を公平に分配するため、障害程度区分を踏まえて、国庫負担の精算基準（国庫負担基準）が設けられており、このあり方についても視野に入れつつ調査研究を行うこととする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>文献調査、現地調査（国、地方自治体からのヒアリング等）などにより、支給決定プロセス等に係る海外の実態を明らかにすること。</p> <p>調査対象については、下調べの上、北欧、中欧、北米など地域的なバランスをとった上で、支給決定プロセス等が似たような国を選定しないことを条件に3カ国以上調査すること。</p> <p>また、本年8月中を目途に、それぞれの国の支給決定プロセス等の概要について中間報告を行うこと（後述する各国の制度の対比表などの参考資料の作成も行うこと）。</p>
期待する事業成果	<p>特に、以下の事項について調査することとし、報告書に加えて各国の制度の対比表、支給決定の流れの図など、支給決定プロセス等のあり方について議論する際にそのまま使用できるような参考資料も作成すること。</p> <p>なお、資料を作成する際には、一般の人にも分かりやすいよう、平易かつ簡潔にまとめること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 具体的な支給決定の流れ（障害者がサービスの利用申請を行う際の相談支援から申請後、サービスを実際に利用するまでの流れ。第三者委員会などが手続きにからむ場合には、その委員会の役割や委員構成（半数以上を障害当事者とするなど）なども含む。） ② 手続きに関する指針（サービスの支給決定を行う際に判断の参考となる国又は自治体の指針（ガイドライン）など） ③ 支給決定に異議がある場合の手続き（第三者委員会が異議申立に係る審査を行う場合にはその委員構成や、判断の際の指針等があればその旨も調査すること。） ④ 長時間、サービスを利用する際の特別な手続きの有無 ⑤ サービスに係る費用の公費負担の仕組み（国の負担は補助的経費か義務的経費か、国の国庫負担基準の有無、国庫負担基準を超えて自治体が公費負担をする際の国の財政支援の有無等）
担当課室・係	障害福祉課 企画法令係

指定課題 7	障害者の相談支援のあり方に関する調査
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者自立支援法においては、その理念の一つとして障害者が地域で自立した生活を営むことのできる社会を目指すことを掲げており、そのために、身近な相談支援体制整備の推進を図ることとしている。</p> <p>また、平成21年7月に廃案となった障害者自立支援法改正案では、病院や施設から地域に移行し定着するための相談支援を個別給付化する等、相談支援体制の充実強化が図られることとされており、障害者自立支援法廃止後の新たな総合的な制度においても、障害者の権利擁護やサービス利用手続き等に関連して、相談支援体制の整備充実がより一層求められることが想定される。</p> <p>障害者の相談支援に関する国の指針としては、「障害者ケアガイドライン」(平成14年3月)、「相談支援の手引き」(平成18年7月)があるものの、現在の相談支援については、相談支援専門員の業務が不明確であり地域間格差や事業所間格差が見られるとの指摘がある。</p> <p>今後、障害者の地域移行をさらに推進していくためには、質の高い相談支援が全国で展開されることが重要であり、このためには、相談支援専門員及び相談支援事業者が行うべき業務等を標準化することが必要である。</p> <p>そこで、当調査研究では、これまでに実施されている調査研究報告等を基にして、全国の相談支援事業の現状を把握分析して課題を明らかにするとともに、これを踏まえて、相談支援専門員の質の向上等を図るための相談支援専門員養成テキストとしても活用可能な「相談支援ガイドライン」を作成する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>研究班構成メンバーには、相談支援の関係団体、有識者、自治体関係者等を含むものとする。</p> <p>まずは、これまでの先行研究報告等を集積して、相談支援体制及び相談支援専門員の質に主眼を置いた現状分析を行う。</p> <p>次に、この現状分析の結果を踏まえて、相談支援専門員が行うべき業務及びそれを遂行するために必要とされる標準的な能力や技術等について整理してまとめ、「相談支援ガイドライン」として示す。</p> <p>さらに、相談支援専門員の人材育成に係る研修での「ガイドライン」の活用策について提言を行う。</p>
期待する事業成果	<p>「相談支援ガイドライン」には、以下の項目についてわかりやすくまとめられていること。</p> <p>① 総論</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者福祉制度と相談支援（制度的定義、ケアマネジメント技法による相談支援の必要性など） ○ 相談支援の基本的考え方及び相談支援専門員の役割（権利擁護との関係を含め） ○ 相談支援と地域自立支援協議会の関係 <p>② 各論</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般的な相談支援について <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的相談支援の基本業務 ・ ピアサポートの活用 ・ 児童、発達障害者など対象者の特性を踏まえた相談支援 ○ サービス利用計画作成について <ul style="list-style-type: none"> ・ インテイクからエバリュエーションまでのプロセスと基本業務 ○ 地域移行支援、定着支援にかかる相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行支援と定着支援の基本業務 ○ 相談支援の留意点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援事業所の運営 ・ 相談支援専門員の自己評価 <p>③ ガイドラインの活用策</p> <p>④ 参考資料</p> <p>相談支援専門員の人材育成（養成研修）に関して、初任者研修、現任研修、実務研修（OJT）の関係を明らかにし、相談支援専門員の質の向上等のために求められる現行カリキュラムの改善点についても明示すること。</p>
担当課室・係	障害福祉課 相談支援係

指定課題 8	障害者の相談支援専門員の現任研修のあり方に関する調査
指定課題を設定する背景・目的	<p>相談支援専門員を養成する研修に関して、現行制度では、初任者研修と現任研修（初任者研修修了年度の翌年度から5年度ごとに受講）がある。</p> <p>※ 全国の初任者研修修了者 35,289 人のうち現任研修修了者は 3,368 人（平成 21 年 4 月現在）</p> <p>相談支援専門員は、より実践的なスキルを獲得したいという研修ニーズは高いものの、現任研修の内容自体は、この研修ニーズに合ったものになっていないとの指摘がある。</p> <p>障害者が地域で安心して生活するには、身近な相談支援体制の中核を担う相談支援専門員の質の向上が必須であり、このため相談支援専門員の養成研修の充実が喫緊の課題である。</p> <p>したがって、特に現任研修について、単なる資格更新のための研修とするのではなく、研修ニーズを踏まえつつ、相談支援専門員が、最新の情報を得つつ効果的にスキルアップできるような研修とする必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>研究班員には、相談支援の関係団体、有識者、自治体関係者等を含むものとする。</p> <p>当調査研究では、現行の現任研修の内容や実施方法等について具体的な工夫を講じるために、まず、研修受講者の研修ニーズを分析するとともに、現在の現場で求められる実務能力や課題解決能力、技術等を明らかにして現任研修の研修プログラム案を提示する。</p> <p>研修プログラム案を作成するにあたり、試行的な研修を実施してその効果を検証するとともに、必要な修正を行い、都道府県において実施可能な現任研修のプログラム及び実施方法を提示する。</p>
期待する事業成果	<p>報告書の内容については、以下の事項を含むこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現任研修受講対象者の研修ニーズの調査分析 2 現場で求められている実務能力や課題解決能力に関する重点的指導ポイントの整理 3 現任研修の効果的な実施内容、実施方法を含むプログラム案の提示 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3日連続研修以外に、実務者が受講可能な研修の実施方法の検討 ・ ニーズに合わせたコース選択方式の検討 ・ 派遣要請に応えて現地に介入して対応する方式の検討 など 4 研修の企画運営にかかわる都道府県、関係者の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県にとっても過度な負担がかからず、かつ、地域全体のレベルアップを図れる研修の企画運営方法や役割分担等を示すこと。 （例）コース選択を可能とするブロック研修の実施 研修の企画設計において職能団体を活用するなどの方法 等
担当課室・係	障害福祉課 相談支援係

指定課題 9	自立支援協議会の活性化に向けた事例収集とガイドラインの作成
指定課題を設定する背景・目的	<p>平成21年7月に廃案となった障害者自立支援法改正案では、自立支援協議会について設置を義務づけることとし、市町村、都道府県レベルにおいて、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場の構築を図ることとしていた。</p> <p>市町村の自立支援協議会の設置率は、平成21年4月現在で79%となっており、21年度中の設置予定を含めると90%となる。</p> <p>しかし、実際のところは、自立支援協議会を設置していたとしても形骸化しているとの指摘があり、運営上の課題も多いところである。</p> <p>さらに、個別の相談支援から明らかになる地域の課題に対して、自立支援協議会においてどのように対応されているのかについて、具体的な事例も含めて現状を十分に把握しているとは言い難い。</p> <p>このため、当調査研究は、自立支援協議会に係る現状を把握した上で、個別の相談支援から自立支援協議会における課題解決までのプロセスを明示するなど、自立支援協議会の活性化に向けた指針を作成することを目的として、実施することとする。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立支援協議会の実態調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県を通じて調査票を配布し、全市町村の自立支援協議会及びその下に設置される部会の運営状況、教育・就労分野のネットワークによる社会資源の開発例等の実態について収集把握する。 ・ これらの実態に対して都道府県の関与の状況を把握する。 <p>※ なお、この実態調査については、厚生労働省の担当課と密接に連携をとり実施するものとする。</p> ○ 上記の実態調査の結果を踏まえ、さらに研究班において自立支援協議会の形骸化の要因や、課題解決プロセスなどを分析 <ul style="list-style-type: none"> ・ その際には、当調査研究は指針の策定が目的であることを考慮し、大都市など人口規模、相談支援事業等の活動状況などを考慮して、標準的な対象を抽出する。 ○ 自立支援協議会の運営に当たって、都道府県が行うべき効果的な関与に係る指針を作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県の関与の効果的な実施事例を含めて指針を作成する ・ 指針作成にあたっては、個別の相談支援から自立支援協議会における課題解決までの流れの明示や、効果的に取り組むためのポイントを提示する等、実用的であることが必要。

期待する事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「自立支援協議会の活性化に向けた指針」の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者が自立支援協議会を活用し、地域の課題解決を行うことができるよう、その方策を検討することとし、その検討に当たっては、具体的な事例を（何故、何を目的に、いつ、どこで、誰が、どのように、どの程度の費用でという5W2Hの観点から）整理すること。 ・ 指針は以下の構成により作成すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 自立支援協議会の実施状況 ② 自立支援協議会に設置される部会の実施状況 ③ 個別の相談支援を踏まえた地域の課題の整理方法 ④ 自立支援協議会が地域の課題解決を図るに当たって、地域における社会資源を整備・活用した具体的な事例の分析 ⑤ 都道府県の効果的な関与のあり方 ⑥ 自立支援協議会における議論を、障害福祉計画への反映 ○ 「自立支援協議会の活性化に向けた指針」の全市町村への配布 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会の実施等による普及など
担当課室・係	障害福祉課 相談支援係

指定課題 10	障害者虐待防止に向けた調査と指針の作成
指定課題を設定する背景・目的	<p>施設内の虐待の実態については、死亡事故事例も含め十分に把握されていないが、この一つの要因として、認知症の高齢者等への身体拘束ガイドラインのような指針が障害福祉分野において作成されていないことが指摘されている。</p> <p>特に、強度行動障害者等への身体拘束のあり方については、支援手法の差違が大きいこともあり、考え方の整理が遅れているところである。</p> <p>このような状況を踏まえると、障害者に対する虐待の防止の観点から、関係事業所、関係機関の協力を得て障害者虐待への対応指針を示すことは必要である。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス提供事業所（施設）における虐待防止指針や身体拘束対応指針に関する検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討会の設置（虐待防止指針作業グループ、身体拘束対応指針作業グループの2つの作業班を設置） ・ 下記情報から100事例程度の事件事故例の抽出 <ul style="list-style-type: none"> ① ヒアリング調査 ② 事例の背景、都道府県による指導事項、課題について分析 ③ 強度行動障害者等障害種別毎の身体拘束の実態について詳細に（理由、同意、記録、監査結果など）確認 ・ 虐待防止指針、身体拘束対応指針を作成 ※ 上記検討においては、国が把握した「虐待及び身体拘束事例の実態」の情報を参考して研究を進めること。国の虐待に係る情報収集は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去5年間にわたる障害福祉サービス事業所で起きた虐待及び虐待に類似する事件事故事例 ・ 虐待防止取り組み事例
期待する事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「サービス提供事業所における虐待防止のための指針」の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事例分析を踏まえ第3者チェックシステムを含めた対応指針を以下のポイントに基づき作成すること <ul style="list-style-type: none"> ① 障害者虐待の考え方 ② 虐待の実態 ③ 虐待防止のための基本的視点 ④ 相談、通報の対応方法 ⑤ オンブズマン等の活用 ⑥ 身体拘束の考え方 ⑦ 職員研修等質の向上への取り組み ○ 「身体拘束への対応指針」の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事例分析を踏まえ以下のポイントに基づき作成すること <ul style="list-style-type: none"> ① 身体拘束への基本的考え方 ② 身体障害、知的障害、精神障害それぞれの身体拘束の考え方 ③ 高齢分野で示している「緊急やむを得ない場合」の3要件等との整合性 ④ 医療における身体拘束との関係性 ○ 都道府県を通じた関係者への指針の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修を実施すること ・ 指針を配布すること
担当課室・係	障害福祉課 相談支援係

指定課題 11	障害福祉分野においてピアサポートを活用するための活動実態の調査
指定課題を設定する背景・目的	<p>ピアサポートとは、一般に同じ課題や環境を体験する人がその体験からくる感情を共有することで専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることを言い、身体障害者自立生活運動で始まり、知的障害や精神障害の分野でも定着し始めている。例えば、長期に入所又は入院する障害者の施設や病院を訪問して地域生活の情報提供や外出時の同行支援、不安に対する傾聴と助言等の活動を行う障害者はピアソーターと呼ばれ、全国各地で取り組みが始まっている。</p> <p>障害者自立支援法においては平成21~23年度までの障害者自立支援対策臨時特例交付金(基金事業)の「相談支援体制整備特別支援事業」で、相談支援体制の充実強化を図る一環として障害者同士の助け合い支援(各種の交流事業の実施)としてピアサポートの推進を行うこととしている。</p> <p>今後、これらピアソーター(ピアカウンセラー、ピアヘルパー、ピア生活支援員、ピア推進員等)による支援の有効性が着目されて活躍の場が増え、それに伴い、ピアサポートの活用を図るための研修や活動のあり方等が課題となると想定される。</p> <p>しかし、その活動実態については平成20年度福祉行政報告例からピアカウンセラーの支援内容別の相談活動件数について把握が始まったばかりで、詳細は把握されていない。</p> <p>そこで、本研究では、ピアソーターの現在の活動状況について、何時、どこで、どのような身分で、どのような活動をしているのか等詳細に調査して実態を明らかにし、それを踏まえて、ピアサポートの活動の在り方にについての課題等を整理することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>当研究事業を実施する調査研究団体は、全国調査が可能な団体を想定。</p> <p>1 調査対象</p> <p>全国での活動状況の実態を把握するために、以下の事業所等について悉皆調査を行う。</p> <p>その上で、モデル事業所(障害別・地域別)を抽出して、詳細な活動内容等について調査し実態を把握する。</p> <p>なお、この調査は、障害当事者(ピアソーター)が障害者に直接支援を行う場合の支援の実態について調査することが主目的であるので、障害者の家族によるピアサポートや障害当事者が事業所の事務員や授産活動の補助職員等として雇用されているものについては、調査項目に含まれてもよいが、その区別が明確にできていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援事業所 ● 地域活動支援センター ● 自立訓練事業所 ● 居宅介護事業所 ● その他ピアソーターが活動していると想定できる事業所

	<p>2 調査内容</p> <p>ピアサポートの基本事項(性別、年齢、主たる活動の場、障害者手帳・年金受給の有無等)、ピアサポートの(支援)内容、ピアサポートの障害種別(支援者・利用者とも)、研修受講の有無、支援頻度、ピアサポートの活動での処遇状況(雇用関係、給与等) 等</p> <p>なお、当調査においては、個人情報保護の観点等から倫理審査会を設置し審査を受けること。</p>
期待する事業成果	<p>報告書については以下の構成とし、調査手法と調査結果及び分析結果について詳細かつわかりやすく記述すること。</p> <p>1 相談支援事業所、地域活動支援センター、自立訓練事業所、居宅介護事業所、その他ピアサポートが活動していると想定できる事業所での以下の事項を中心とする障害当事者(ピアサポート)の活動実態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ピアサポートが勤務する事業所の基本事項(法人の形態、事業の種類と単独・多機能事業所の別、全職員数と常勤・非常勤の別、ピアサポートの雇用人数等) ・ ピアサポートの基本事項(性別、年齢、主たる活動の場、障害者手帳・年金受給の有無等) <ul style="list-style-type: none"> ・ ピアサポートの障害種別(支援者・利用者とも) ・ ピアサポートの(支援)内容 ・ 研修受講の有無 ・ 支援の頻度 ・ ピアサポートの活動での処遇状況(雇用関係、給与等) 等 <p>2 明らかにされた活動実態の分析と課題の明示</p> <p>3 今後、ピアサポートの専門家として障害当事者を支援スタッフとして活用するために必要とされる研修や配慮 等</p>
担当課室・係	障害福祉課 地域移行支援係

※参考資料1 平成20年度福祉行政報告例

相談支援に占めるピアカウンセラーの割合

	総数	福祉サービスの利用等に関する支援	障害や病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援
全数	5171187	1366239	283233	455876	623830	107815	331308
ピア	75762	16173	4424	8660	10007	1487	4943
比率	1.47%	1.18%	1.56%	1.90%	1.60%	1.38%	1.49%

	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他
全数	252768	535678	287031	311788	44781	570840
ピア	2652	5310	2225	8823	518	10540
比率	1.05%	0.99%	0.78%	2.83%	1.16%	1.85%

※参考資料2 (平成21年度自立支援プロジェクト調査研究「精神障害者のピアサポートを行う人材を育成し、当事者の雇用を図るための人材育成プログラム構築に関する研究」途中経過：単位は事業所数)

1. 地域活動支援センター1次調査

調査対象 : 2570
有効回答数 : 2288 (89.0%)
精神ピアあり : 421 (18.4%)

2. 地活2次調査(2010年2月1日入力済時点)

調査対象 : 421
返送数 : 82 (19.2%)
最低賃金以上 : 27 (32.9%)

※回答詳細(最初の活動を問う問題で○あるも、待遇に無回答の事業所あり)

①活動1

ピアサポーターによる生活支援 : 20
最低賃金以上 : 9
有償ボランティア : 5
必要経費のみ : 3
全く支払い無し : 4

③活動3

1対1でのピアカウンセリング : 26
最低賃金以上 : 10
有償ボランティア : 8
必要経費のみ : 3
全く支払い無し : 2

②活動2

ピアサポーターによる病院への訪問 : 20
最低賃金以上 : 12
有償ボランティア : 1
必要経費のみ : 2
全く支払い無し : 2

④活動4

ピアサポートグループ : 52
最低賃金以上 : 9
有償ボランティア : 8
必要経費のみ : 3
全く支払い無し : 26

指定課題 12	ピアサポートの人材育成と雇用管理等の体制整備のあり方に関する調査とガイドラインの作成
指定課題を設定する背景・目的	<p>ピアサポートとは、一般に同じ課題や環境を体験する人がその体験からくる感情を共有することで専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることを言い、身体障害者自立生活運動で始まり、知的障害や精神障害の分野でも定着し始めている。例えば、長期に入所又は入院する障害者の施設や病院を訪問して地域生活の情報提供や外出時の同行支援、不安に対する傾聴と助言等の活動を行う障害者はピアソーターと呼ばれ、全国各地で取り組みが始まっている。</p> <p>障害者自立支援法においては平成21~23年度までの障害者自立支援対策臨時特例交付金(基金事業)の「相談支援体制整備特別支援事業」で、相談支援体制の充実強化を図る一環として障害者同士の助け合い支援(各種の交流事業の実施)としてピアサポートの推進を行うこととしている。</p> <p>こうした障害当事者のピアサポートの活動形態は多様であり、平成21年度の調査研究報告によると、活動にあたって統一的な考え方や配慮すべき事項が整理されていない。その結果、当事者同士や当事者と事業者間のトラブル、業務上の労働安全衛生管理上の問題等が生じることが懸念される。</p> <p>そこで、本研究では、障害当事者が福祉サービス提供事業所にピアソーターとして雇用され当事者支援を行う専門家として活動する場合に、労働者(ピアソーター)と使用者(障害福祉サービス事業所等)双方にとって活用できる二つのガイドラインを整備することを目的とする。</p> <p>また、その成果物を活用して、ピアサポート支援の普及を図るため、ピアソーター養成のための研修(支援に必要な知識等を学ぶための人材育成)を実施し、成果物の検証を行うこととする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>下記の3点を行うこととする。その際、当調査研究は障害当事者(ピアソーター)が障害者に直接支援を行う場合のガイドライン等の作成を主目的としているため、障害者の家族によるピアサポートに関する内容が含まれてもよいが、その区別が明確にできていること。</p> <p>1 障害当事者が福祉サービス提供事業所にピアソーターとして雇用され当事者支援を行う専門家として活動するための体制整備に係る2つのガイドライン(案)作成</p> <p>これらについては、相談支援体制整備特別支援事業(ピアサポート推進事業)や精神障害者地域移行・地域定着支援事業でピアソーターの同行活動経費が計上されていることから、7月末までにはガイドライン(案)を作成して各都道府県に配布し、2月末には活用状況を調査して課題を抽出し、必要な改訂をすること。</p> <p>(1) ピアソーターとして必要と考えられる資質や知識、職業人としての倫理規定等の研修プログラムのガイドライン</p> <p>(2) 使用者に対するピアサポート雇用管理ガイドライン</p> <p>2 受講者用研修テキスト(案)と指導者用研修テキスト(案)の作成</p> <p>平成21年度調査研究事業の成果物(精神障害者のピアサポートを行う人材を育成し、当事者の雇用を図るための人材育成プログラム構築に関する研究報告書)等を参考にし、受講者用、指導者用、それぞれに精神科病院、入所施設等双</p>

	<p>方からの地域移行支援に資するテキストとすること。</p> <p>3 ピアサポートの人材を育成するための指導者研修の実施</p> <p>作成した研修テキスト（案）を活用し、ピアソーターが専門性を発揮し活躍するための研修モデル地域を選定（地方厚生局単位で全国6ブロックから各1ヶ所目途）してモデル研修を実施し、モニタリング後、研修方法やテキストの修正を行うこと。</p> <p>その際には、精神科病院、入所施設双方の関係者が受講できる研修とし、併せて、事前にブロック研修の標準化を図るために研修指導者（講師）チームを結成し指導者研修を実施すること。</p>
期待する事業成果	<p>以下の報告書とガイドライン等を作成することとし、いずれにおいても、ピアソーターを当事者の支援スタッフとしてサービス提供事業所が雇用する際の人材育成及び雇用等の体制整備の必要性や留意点について、事業者が活用できるようにわかりやすく簡潔にまとめること。</p> <p>1 報告書については、以下の構成とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ピアソーターの現状と課題の整理 (2) モデル研修受講者評価調査分析 (3) ピアソーターが事業で雇用（活用）される場合の留意点 <ul style="list-style-type: none"> ① ピアソーターが健康で活動できるためのガイドライン ② 事業者のためのピアソーター雇用ガイドライン (4) ピアソーター養成研修のガイドライン <ul style="list-style-type: none"> ① 指導者のための研修ガイドライン ② 受講者用研修テキスト (5) 考察 <p>2 ガイドライン等については、以下の2冊を作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ピアソーター雇用ガイドライン（仮称）Vol. 1 (2) ピアソーター養成テキスト（仮称、指導者用・受講者用の二部構成）Vol. 1
担当課室・係	障害福祉課 地域移行支援係

※参考資料1 平成20年度福祉行政報告例

相談支援に占めるピアカウンセラーの割合

	総 数	福祉サービスの利用等に関する支援	障害や病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援
全数	5171187	1366239	283233	455876	623830	107815	331308
ピア	75762	16173	4424	8660	10007	1487	4943
比率	1.47%	1.18%	1.56%	1.90%	1.60%	1.38%	1.49%

	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他の支援
全数	252768	535678	287031	311788	44781	570840
ピア	2652	5310	2225	8823	518	10540
比率	1.05%	0.99%	0.78%	2.83%	1.16%	1.85%

※参考資料2 (平成21年度自立支援プロジェクト調査研究「精神障害者のピアサポートを行う人材を育成し、当事者の雇用を図るための人材育成プログラム構築に関する研究」途中経過：単位は事業所数)

1. 地域活動支援センター1次調査

調査対象 : 2570
有効回答数 : 2288 (89.0%)
精神ピアあり : 421 (18.4%)

2. 地活2次調査(2010年2月1日入力済時点)

調査対象 : 421
返送数 : 82 (19.2%)
最低賃金以上 : 27 (32.9%)

※回答詳細(最初の活動を問う問題で○あるも、待遇に無回答の事業所あり)

①活動1 ピアセンターによる生活支援 : 20 最低賃金以上 : 9 有償ボランティア : 5 必要経費のみ : 3 全く支払い無し : 4	③活動3 1対1でのピアカウンセリング : 26 最低賃金以上 : 10 有償ボランティア : 8 必要経費のみ : 3 全く支払い無し : 2
②活動2 ピアセンターによる病院への訪問 : 20 最低賃金以上 : 12 有償ボランティア : 1 必要経費のみ : 2 全く支払い無し : 2	④活動4 ピアサポートグループ : 52 最低賃金以上 : 9 有償ボランティア : 8 必要経費のみ : 3 全く支払い無し : 26

指定課題 13	サービス管理責任者的人材育成とスキルアップのあり方についての調査と研修プログラム等の作成
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害福祉サービス事業所に配置されるサービス管理責任者については、個別支援計画の作成などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を担い、サービスの質の向上を図ることが期待されているところである。</p> <p>その養成のためにサービス管理責任者研修(都道府県研修)が実施されているが、標準的なテキストが作成されていないため、研修内容に統一感を欠き、都道府県研修の内容にはばらつき等が生じているとの指摘がある。</p> <p>また、サービス管理責任者のスキルアップ等を図る現任研修の内容が示されてないこともあり、スキルアップの仕組みの構築が求められている。</p> <p>そのため、当調査研究においては、質の高いサービス管理責任者の養成に資する研修を効果的に実施できるよう、以下の調査研究を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 サービス提供プロセスの中でサービス管理責任者が果たしている役割の実態について把握した上で、個別支援計画とサービス利用計画との関係も整理しつつ、そのあり方についての考え方を整理する。 2 現行の研修内容等を踏まえつつ、より効果的な研修内容及び実施方法等について検討する。 3 これらを踏まえて、サービス管理責任者のスキルアップに向けた現任研修のプログラム案を策定した上で、これに基づきモデル事業を実施する。このモデル事業の結果を踏まえつつ、最終的な現任研修のプログラムを策定する。
想定される事業の手法・内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 サービス管理責任者のあり方と人材育成についての調査研究 <ol style="list-style-type: none"> (1) サービス管理責任者の業務についての調査 <p>これまでに実施されている調査研究報告書等も参考にしつつ、サービス毎にいくつかの事業所のサービス管理責任者を抽出し、期待されている役割及び業務の実態を把握し分析する。</p> (2) 都道府県研修についての調査 <p>これまでに実施されている調査研究報告書等も参考にしつつ、都道府県研修に関する以下の内容について調査し分析する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の効果測定の有無及びその内容（受講者アンケート等） ・ 研修（演習）で使用する事例の用い方 ・ 効果的な研修とするための具体的な取組み内容 等 </p> (3) 上記調査結果等を基に以下の事項について検討し、必要な提言を示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス管理責任者に求められる資質、能力及び技術 ・ サービス管理責任者に求められる資質等を身につけるために必要な研修内容、時間（国、都道府県研修の関係を考慮しつつ） ・ 現行の研修内容、研修体制の課題の整理 ・ 必要に応じて、現行カリキュラムの修正案提示 等 (4) 標準的なテキスト内容の検討と提示 <ol style="list-style-type: none"> ① (1)～(3)で提示された内容に基づき、都道府県研修で使用できる標準テキスト案を提示する。

	<p>② ①の内容に基づく都道府県研修が効果的に実施できるよう、指導者用のガイドライン（マニュアル）の内容について検討し提示する。</p> <p>2 サービス管理責任者のスキルアップのあり方についての調査研究</p> <p>(1) 調査の実施及び結果分析</p> <p>上記調査研究1の調査と並行して、サービス管理責任者のスキルアップに必要とされる現任研修の内容等について調査して取りまとめ、分析する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス管理責任者がスキルアップとして求められる資質、能力及び技術（個別支援計画作成に係る技能、サービス提供職員間のマネジメント、関係機関等との連携の持ち方 等） ・ サービス管理責任者がスキルアップとして求められる資質等を身につけるために必要な研修内容、時間（研修プログラム） 等 <p>(2) (1)で示されたスキルアップに必要とされる現任研修のプログラム案に基づき、現任研修のモデル事業を実施し、その効果測定を実施する。</p> <p>(3) これらを踏まえて、現任研修のプログラム（研修内容及びテキスト）を提示する。</p>
期待する事業成果	<p>1 サービス管理責任者研修の（修正）カリキュラム及び標準テキスト案作成</p> <p>サービス管理責任者の業務実態及び都道府県の研修の実態を踏まえつつも、サービス管理責任者が担うべき個別支援計画作成等の役割を確実に遂行できる能力を身につけることができるよう、十分に配慮された内容とすること。</p> <p>2 サービス管理責任者研修の指導者ガイドライン（マニュアル）作成</p> <p>都道府県研修講師（指導者）が、各自治体の社会資源の状況等を考慮して研修を行うことができるよう配慮した内容とすること。</p> <p>3 サービス管理責任者現任研修プログラムの作成</p> <p>スキルアップしたサービス管理責任者に求められる資質や能力及び技術（個別支援計画作成に係る技能、サービス提供職員間のマネジメント、関係機関等との連携の持ち方など）等を身につけるために必要な研修内容及び時間（研修プログラム）であるとともに、受講しやすさにも配慮した研修の実施方法を示すこと。</p>
担当課室・係	障害福祉課 相談支援係

指定課題 14	知的障害者・精神障害者等の地域生活を目指した日常生活のスキルアップのための支援の標準化に関する調査とガイドラインの作成
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者自立支援法の知的障害者・精神障害者等(発達障害者、高次脳機能障害を含む)を対象とし、日常生活のスキルアップを目的とした自立訓練(生活訓練)については、その支援方法と内容等の概要がサービス管理責任者研修の分野別研修で示されているのみで、標準的な支援ガイドラインが示されてなく、また、これまでの支援の実態や支援結果等についてのデータが十分に把握されていない。</p> <p>そこで、当調査研究では、知的障害者・精神障害者の日常生活のスキルアップ及び障害特性に応じた支援内容(どのような障害の人に、どのような専門技術のある人が、どのような支援をすると、どの程度の期間で訓練を終了して、次のステップへの移行が可能となるか等)を、これまでの支援の実態に鑑み調査・分析を行い、課題等を明らかにする。</p> <p>さらに、この分析結果を基に、具体的な支援が想定される時間帯や場面毎(例えば、主に日中の支援、主に夕方～朝の間の支援、居宅への訪問による支援等)に分けて、日常生活のスキルアップのための支援ガイドラインを示す。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>1 年齢、障害別等に応じたサービス利用の実態についての分析</p> <p>国が収集した基礎データ(性別、年齢、主たる障害、重複の有無、年金受給の有無、手帳の有無と種類、給付期間、給付日数、障害程度区分、他のサービス受給の有無等)を活用して、日常生活のスキルアップに係るサービス利用の状況について基礎的な分析を行う。</p> <p>2 地域での日常生活スキルアップのための支援方法と内容の調査分析</p> <p>まず、学識者により、全国から知的障害者・精神障害者等の日常生活のスキルアップについてよりよい支援を実施している事業所を抽出する。この事業所抽出については、精神障害者社会復帰施設、通勤寮等旧法施設及び新体系の自立訓練(生活訓練)から抽出する。</p> <p>次に、その事業所利用者への支援の状況について、主に個別支援計画を基に、紹介経路、個別支援会議の開催頻度、支援計画の見直し頻度、支援内容(どのような専門職員が、どこで、どのくらいの頻度で、どのような内容の支援を、どのような方法で、どのくらいの期間等)、終結や帰結の状況、また、本人の個別支援計画策定への関わりの状況等に着目して、調査し分析する。</p> <p>併せて、事業所の形態(単独型か多機能型か、職員数と雇用形態、有資格者数等)についても調査し分析する。</p> <p>この個別支援計画を基にした調査については質的研究とし、具体的な支援が想定される時間帯や場面毎(例えば、主に日中の支援、主に夕方～朝の間の支援、居宅への訪問による支援等)に、全国から100人程度を目途にサンプルを収集する。</p> <p>調査手法は現地でのヒアリング調査を原則とし、個別支援計画や支援記録の内容等を確認してデータを集積し分析する。</p> <p>3 日常生活のスキルアップのための支援ガイドライン(vol. 1)作成</p> <p>上記調査分析結果を踏まえて、具体的な支援の場面で活用が可能な支援ガイドラインを作成する。</p>

期待する事業成果	<p>報告書及び地域での日常生活のスキルアップのための支援ガイドライン(冊子)を作成すること。これらについては以下の構成とし、特に支援ガイドラインについては、具体的な支援の場面で活用できるようにわかりやすく簡潔にまとめること。</p> <p>1 報告書の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域での生活スキルアップのための支援に係る調査対象と調査方法 (2) 現行のサービス（自立訓練（生活訓練）通所型、訪問型、宿泊型等）利用者についての基礎データの分析 (3) 個別支援計画等に基づき把握した支援内容・支援方法等の実態とその分析 (4) 課題の整理 (5) 考察 <p>2 地域での日常生活のスキルアップのための支援ガイドライン(冊子)の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域での日常生活のスキルアップのための支援の機能と利用対象者及び利用目的 (2) 相談支援と日常生活スキルアップのための支援との関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の受入れから終結までの流れ等 (3) 個別支援計画の立て方と支援の実際 (4) 想定されるモデル事例（知的障害者、統合失調症や気分障害、発達障害、高次脳機能障害等の精神障害者の特性を踏まえたものとすること、全体で10例程度） (5) 参考資料（個別支援計画、日報等の書式例等）
担当課室・係	障害福祉課 地域移行支援係

指定課題 15	身体障害者の生活の自立に向けた訓練の標準化に関する調査
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者自立支援法の自立訓練のうち身体障害者を対象とした機能訓練については、その標準利用期間が18ヶ月とされているが、H21年4月に、頸髄損傷による四肢麻痺者については、それまでの各施設での訓練実績を踏まえ36ヶ月に変更された。</p> <p>しかし、その他の視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び内部障害については、どのような障害のある人に、どの程度の期間、どのような支援をすれば、訓練を終了して次のステップへの移行が可能となるかについてのエビデンスが十分に把握されていない。</p> <p>そこで、当調査研究では、どのような障害の身体障害者について、どのような専門職が、どのような支援を、どの程度の期間実施すれば、訓練を終了して就労や在宅等、次のステップへの移行が可能となるかについての実態把握と分析を行う。</p> <p>これを基にして、障害者の自立生活を可能とする支援（サービス）について、標準的なサービス内容、標準的な利用期間等を提示し、今後のサービスのあり方の検討の材料とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>1 自立訓練（機能訓練）等利用者の利用実態把握及び分析</p> <p>(1) 全国の自立訓練（機能訓練）実施事業所及び身体障害者更生施設に対して、調査票を用いて、利用者に係る訓練の状況等、以下の項目について調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象：現利用者を含めて過去10年程度の間の利用者 ・ 調査項目：年齢、詳しい障害の状況、障害等級、障害程度区分、家族状況、地域の社会資源の状況、支援内容（プログラム）、支援提供期間、訓練終了後の状況 等 <p>(2) 上記の調査で得られたデータを基にして、どのような障害の身体障害者に対して、どのような専門職が、どのような支援を、どの程度の期間実施すれば、訓練を終了して就労や在宅等、次のステップへの移行が可能となるか等について分析を行う。</p> <p>2 上記調査分析に基づき、障害の状況やニーズに応じた身体障害者等の生活の自立に向けた訓練の標準的な支援プログラム（ガイドライン）案を策定する。</p>
期待する事業成果	<p>報告書には以下の項目を中心とするデータ、分析結果をまとめることとする。</p> <p>○ 身体障害の障害別に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢、詳しい障害の状況、家族状況 ・ 地域の社会資源の状況 ・ 支援内容（プログラム）、支援提供期間 ・ 訓練修了後の状況 等 <p>また、標準的な支援プログラム（ガイドライン）案については、サービス提供の現場で使い易く、また、できるだけ多くの障害や年齢等によるニーズの違いに対応できるようなものとすること。</p>
担当課室・係	障害福祉課 地域移行支援係

指定課題 16	地域移行支援(知的・精神分野)プログラムの標準化と人材育成に関する調査
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者等の入所施設や精神科病院等からの地域移行及び地域生活への定着支援の推進を図ることから、重点施策実施5か年(H20-24年度)計画(H19.12.25 障害者施策推進本部決定)では、福祉施設入所数を14.6万人(平成17年度)から13.5万人(平成23年度)に、住まいの場など条件が整えば精神科病院等から退院可能な精神障害者数4.9万人(平成19年度)について3.7万人減少(平成23年度)としている。</p> <p>その具体的な取り組み例として、平成21-23年度の「障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業(基金事業)」においては、新たなサービスへの円滑な移行に向けて関連する各施策を強化するための各種の事業を緊急的かつ集中的に実施することにより、地域への移行をより一層推進することを目的として「障害者地域移行体制強化事業」を創設したところである。</p> <p>特に精神病院等からの地域移行を推し進めることを目的に、平成20年度に「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を創設し、平成22年度からは従来の地域生活への移行支援に加えて、地域での持続的な生活の支援も行えるよう「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」として事業の拡充を予定している。</p> <p>今後、地域生活の移行支援を一層促進していくためには、地域移行支援を行う者が、支援の手法を学びつつスキルアップを図ることが重要であるが、地域移行支援を行う者に対する研修は、精神科病院からの地域移行支援研修をモデル的に実施するに留まっている。</p> <p>そこで、本調査研究では、まず、先駆的に地域移行支援を実践している団体等が実施したこれまでの「障害者保健福祉推進事業」等の調査研究事業の成果物等を活用して、地域移行支援を担う人材の育成に関する知見を集約する。</p> <p>次に、集約された知見を整理・発展させて、地域移行支援を担う人材の育成に係る標準的な研修プログラムを開発(検証を含む)する。</p> <p>さらに、それを踏まえて、自治体で実施する研修で活用が可能な研修テキストを策定する。この研修テキストについては、入所施設からの地域移行と、精神科病院からの地域移行との共通点と相違点を明らかにし、双方が活用できるものとする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>1 地域移行支援標準モデルの抽出</p> <p>平成18~21年度の障害者保健福祉推進事業等で実施された地域移行支援関連の複数の調査研究の報告書を活用して、地域移行支援に係る汎化可能な項目(支援内容、支援体制等)を整理して、報告書中から連携システムや支援体制等に応じた事例を抽出する。事例の抽出に当たっては、人口バランスや地域的な条件も考慮した上で選定する。</p> <p>2 地域移行支援に係る標準的なプログラム策定</p> <p>抽出された事例などを基にして、具体的な支援項目、時間、回数、関わった支援者、ターニングポイント、支援期間等について、知的障害や精神障害、発達障害等の障害特性との関係を明確にした上で詳細に調査分析し、病院や施設から地域生活への移行支援に資する標準プログラムを策定する。</p> <p>なお、標準プログラムについては、地方自治体ごとに地域移行の推進が図れる</p>

	<p>よう、行政の事業推進部門（障害者福祉・精神医療（実地指導）・医療整備（病床関係）・生活保護主管等）担当や都道府県人材育成（相談支援専門員研修、サービス管理責任者研修等）担当部門等がチームで受けられるような研修に資するプログラムとすること。</p> <p>3 地域移行支援研修用テキスト作成</p> <p>策定した標準プログラムを活用して研修用テキスト（案）を作成し、④のモデル研修でテキストの評価を実施して、必要に応じて修正し、人材育成研修用テキスト Vol. 1 を作成する。</p> <p>テキストは、各ブロックの研修の均てん化を図るために受講者用テキストとは別に講師用テキストも作成する。</p> <p>4 モデル指導者研修の実施</p> <p>地域移行推進員、地域体制整備コーディネーター等の人材育成（モデル）研修を全国 6 ブロック（厚生局単位）で開催</p>
期待する事業成果	<p>以下の報告書と地域移行支援・定着支援研修テキスト Vol. 1（冊子）を作成すること。</p> <p>1 報告書については、以下の構成とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域移行に係る現状と課題の整理 (2) 研究対象と調査方法 (3) 分析結果 (4) 考察 <ul style="list-style-type: none"> ① 標準的な地域移行支援プログラム（案）について ② 地域移行支援・定着支援に係る人材育成のあり方について <p>2 テキストについては、以下の 2 冊を作成すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域移行支援・定着支援受講者（人材育成）用テキスト Vol. 1（冊子） <ul style="list-style-type: none"> ・ わかりやすく簡潔にまとめること。 (2) 地域移行支援・定着支援指導者（研修解説）用テキスト Vol. 1（冊子） <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成の要となることから、研修のポイント、テキストの使い方、講師の選び方、研修協力者（ファシリテーター等）の選定、グループワークの方法等についてわかりやすく述べられていること。
担当課室・係	障害福祉課 地域移行支援係

※障害者保健福祉推進事業等による障害者地域移行支援関連の研究一覧(抜粋)

- 1 精神障害者の地域生活移行を推進する者（特に地域で受け入れる支援者）の人材育成と支援の在り方に関する研究（平成 21 年度）
- 2 精神障害者退院促進支援事業の効果及び有効なシステム、ツール等に関する調査研究（平成 18 年度）
- 3 精神障害者の社会復帰において障害者自立支援法サービスと精神科医療との連携が効果的となるための要素に関する調査研究（平成 18 年度）
- 4 精神障害者の退院と地域生活定着に向けた医療福祉包括型ケアマネジメントのあり方の研究（平成 19 年度）
- 5 地域精神科医療等との連携を通じた地域生活支援モデル事業（平成 19 年度）
- 6 障害者地域移行支援プログラム研究事業（平成 19 年度）
- 7 地域移行推進における個別支援計画書（私の希望する暮らし）の妥当性の検証ならびに個別支援計画書策定手法に関する研修（平成 20 年度）
- 8 長期入院からの退院者など通所型サービスの利用が困難な障害者に対する地域生活支援の実態把握とモデル形成のための調査研究（平成 20 年度）
- 9 障害者の地域移行を推進するための調査研究 2008（平成 20 年度）
- 10 精神障害者の退院促進および円滑な地域移行のための地域支援体制構築に向けた研究（平成 20 年度）
- 11 精神障害者の円滑な地域移行を推進する地域体制整備コーディネーター等の人材養成研修プログラム開発事業（平成 20 年度）
- 12 精神障害者の円滑な地域移行のための地域体制整備に関する調査研究事業（平成 21 年度）
- 13 精神障害者地域生活移行支援特別対策事業対象者の地域定着者の地域生活支援のあり方に関する究事業（平成 21 年度）
- 14 精神障害者の退院・退所を支援する地域移行推進員等の育成に関する調査研究事業（平成 21 年度）
- 15 高機能広汎性発達障害児者の地域以降に向けた新たな支援プログラムの開発と実践に関する調査研究（平成 21 年度）
- 16 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者の地域生活移行のための効果的な支援プログラムの開発に関する事業（平成 21 年度）

※厚生労働科学研究による障害者地域移行支援関連の研究一覧

- 1 「知的障害者の地域移行を困難にする二次的障害とその対策に関する研究」（平成 16～18 年度）

その他、関連研究を参照のこと

指定課題 17	生産活動を実施している事業のあり方についての調査
指定課題を設定する背景・目的	<p>社会保障審議会障害者部会報告（平成20年12月16日）において、障害者がその能力を十分に発揮し、地域で自立して生活することができるよう、以下の観点から、就労支援の充実を図るべきであるとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般就労への移行支援の強化 ② 就労継続支援のあり方 ③ 障害者雇用施策等との連携強化等 現行の就労支援に係る事業については、就労移行支援、就労継続支援に区分されているが、これらの支援の一つとして「生産活動の機会の提供」が規定されており、その運用において明確な区分がされていない。さらに、生活介護、地域活動支援センターの支援における便宜供与にも「生産活動の機会の提供」を含み実施されており、その運用実態が就労支援に係る各事業との区分が明確になっていないとの指摘を受けている。 <p>そこで、就労移行支援、就労継続支援、生活介護、地域活動支援センター等において提供されている支援の実態調査を行い、それぞれの利用者像、生産活動の生産性の違い、訓練内容の違い等について明らかにし、今後の生産活動を実施している事業の見直し（整理・統合）を検討するためのたたき台の作成を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>1 生産活動を実施している事業及び自立訓練の実態把握</p> <p>生産活動を実施している事業（就労移行支援、就労継続支援、生活介護、地域活動支援センター）において提供されている支援の実態調査を行い、それぞれの利用者像、生産性の違いや、訓練内容の違い等について把握する。生産活動を実施している事業及び自立訓練の支援体制のあり方の研究</p> <p>またその際には、生産活動を実施している事業者がどのような意図を持って、支援を行っているかについても分析すること。</p> <p>＜生産活動を実施している事業者の意図の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> （例1）体を動かし、就労可能な体力（持久力等）を身につけさせるため。 （例2）現実の働く場を通じて、組織の一員としての職業的マナー等を身につけるため。 （例3）将来的に地域生活に移行するため、必要な経費等を意識させるための工賃収入をできるだけ向上させたいため。 （例4）利用者が想う地域生活像に即し、生きがいや活力を与えるため。 （例5）利用者の潜在的な能力を引き出し、希望する職業的専門性に対する技術的な指導を行うため。 <p>2 以下の項目に係る整理とともに、生産活動を実施している事業に関し、利用者像（当該事業を利用している者の利用ニーズや状態）等を明らかにした上で、事業機能の再整理を行い、見直しに向けた具体的な提案を行うこと。</p> <p>その際には、就労移行支援事業等では、将来的に一般就労によって労働対価を得るために具体的な準備訓練としての役割があり、また、高齢等の理由により、企業勤務の難しくなった方に対して、「その後の就労の場」を提供し支援する必要があることに留意すること。福祉サービスにおける生産活動の考え方（歴史・機序）</p> <p>(1) 生産活動を実施している事業の実態 労働者性、安全対策、最低賃金などの</p>

	<p>労働関係法規について</p> <p>(2) 利用者像に応じた事業機能の再整理とそれぞれの事業における支援のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産活動を実施する事業の利用者像（当該事業を利用している者の利用ニーズや状態）の整理 ・ これらの利用者像に応じた事業機能の再整理 ・ 再整理後の事業における支援のあり方（標準利用期間のあり方、工賃支給、個別支援計画のあり方、事業者の責務、支援事業者の評価等） ・ 高齢等の理由による企業離職後の生産活動のあり方について 雇用から福祉へ（企業就労者のリタイア後の生産活動について）
期待する事業成果	<p>障害者の就労・就労支援（教育・福祉・労働の連携含む）あり方の議論に資するための就労支援等の実態把握及び議論のたたき台作成。</p> <p>a)一般就労への移行支援の強化、b)就労継続支援のあり方（特別支援学校卒業生等に対するすき間のない支援など）等、就労支援事業の見直し（整理統合）の検討に活用する。</p>
担当課室・係	障害福祉課 就労支援係

指定課題 18	障害福祉サービスにおける日中活動プログラムに関する調査
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害福祉サービスにおける日中活動プログラムの多様化を図ることは、利用者のQOLの向上に直結するものである。中でも、健康づくりは、メタボリックシンドロームや要介護状態になることを防ぐために、重要な取組みである。とりわけ、競技性を重視し、障害の程度や部位により参加できる者を制限するスポーツとは異なり、日常動作の延長線上にある身体活動に係るプログラムの開発を行う事が必要である。</p> <p>また、当該プログラムの指導ができる人材を養成し、各事業所のみならず、地域や在宅でも実施できるよう普及する仕組みづくりは、障害者の地域移行の促進に繋がるものであることから、指導者の養成やプログラムの普及に係るスキームの検討を含め、本分野について調査研究する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>フィットネス指導者や障害体育の有識者、障害福祉サービス関係者、行政関係者等から構成する「障害者フィットネス推進委員会(仮)」を設置し、障害福祉サービス利用者の健康状態や日中活動プログラムの取組状況等の実態把握を行うとともに、障害福祉サービス事業所の日中活動プログラムに取り入れやすいフィットネスプログラムの開発を行うこと。</p> <p>また、当該プログラムを指導できる人材の養成に係るカリキュラムの作成や養成システムを検討すること。</p>
期待する事業成果	<p>本調査研究の報告については、以下の内容を必ず盛り込むこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実態把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス利用者の健康状態（障害内容や生活習慣病の罹患等） ・ 健康づくりに関する日中活動プログラムの取組み状況 (取組みの有無、プログラムの内容、実施方法、実施対象等) 2 プログラムの開発（対象は車椅子使用者、知的障害者に限定） <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発するプログラムについては、推進委員会(仮)において協議・検証の上、以下の点を必ず網羅したプログラムとすること。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全性に配慮すること。 ○ スポーツではなく、日常動作の延長線上の動きを取り入れること。 3 人材の養成について <ul style="list-style-type: none"> ・ 養成スキームの考案 ・ 指導者への研修カリキュラムを考案
担当課室・係	障害福祉課 福祉サービス係

指定課題 19	医療ニーズの高い障害者等への支援策に関する調査
指定課題を設定する背景・目的	<p>近年の医療技術の進歩等により、多くの医療ニーズの高い障害者等が、医療的なケアを受けながら入所施設や在宅等で生活するようになってきている。</p> <p>しかし、その生活や支援の実態については十分に把握されていないため、生活を支援する通所サービスや訪問サービス等の提供に際して、職員配置や設備、医療機関との連携状況等、様々な課題が指摘されているところである。</p> <p>そこで当調査研究では、医療ニーズの高い障害者等の生活実態や医療的なケアを含むサービスの利用実態を把握して分析するとともに、特に支援上困難を伴っているケース等の事例検証を行い、今後の適切な支援策の検討に資するものとする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>調査対象は、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等、障害児施設（入所、通所とも）、ごとに、それぞれ一定数の利用者及び家族とする。</p> <p>調査は、全数あるいは適切な標本抽出により実施し（必要に応じて個別のヒアリング調査を行うこと）、障害者等の年齢、障害の状況、家族状況、必要とされる医療的なケア、利用しているサービス等、また、事業所については職員体制等を含めて、その生活及び支援の実態を明らかにして分析し、課題等について整理すること。</p> <p>必要に応じて事業所等への訪問調査を実施し実態把握及び分析を行うこと。</p> <p>併せて、関係団体についてもヒアリング等を実施し、医療ニーズの高い障害者等への支援に係る考え方等を把握し整理すること。</p> <p>なお、関係団体が、当調査研究の内容に関係すると思われる調査を各々実施している場合には、その報告書等についても、可能な限り収集すること。</p>
期待する事業成果	<p>報告書には、以下の内容を必ず盛り込むこと。</p> <p>① 医療ニーズの高い利用者を支援する事業所の実態及び課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護職員等の配置体制の状況及びその分析 ・ 医療機関・かかりつけ医等との連携状況及びその分析 等 <p>② 医療ニーズの高い障害者等の生活実態及び課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の生活拠点（施設入所者、通所サービスを利用する在宅生活者、訪問サービスを利用する在宅生活者）別に、年齢、障害の状況、必要とされる医療的なケアの内容、その他障害福祉サービス等利用の状況、サービス提供者 等 <p>③ 関係団体等が把握している既存の実態調査結果等の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者等の医療ニーズと対応状況（事業所職員や家族の対応等）の分析 <p>④ 医療ニーズを満たすための支援策の提言</p> <p>（例）協力医療機関、訪問看護ステーションと連携した、医療の提供体制の構築に係るガイドライン作成 等</p> <p>その他、本調査研究テーマに必要と思われる内容を盛り込むこと。</p>
担当課室・係	障害福祉課 福祉サービス係

指定課題 20	障害者支援施設等利用者の高齢化に伴う支援のあり方についての調査
指定課題を設定する背景・目的	<p>近年、障害者支援施設等の利用者の高齢化が進んできているが、その支援の実態が明らかでなく、定量的な分析も進んでない状況にある。そのため、指定基準に規定する職員配置や報酬上の加算等で、高齢化に伴う支援について直接的に評価は行われず報酬にも反映されていないところである。</p> <p>このため、施設利用者の高齢化の状況、高齢化による障害の状態変化に伴う支援内容の変化等について実態把握を行うとともに、高齢化した利用者が多く入所する施設での支援のあり方について調査研究する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>障害者支援施設等を対象に悉皆調査し、利用者の高齢化に着目した実態把握を行うこと。</p> <p>事業者団体、有識者等による検討委員会を設置し、実態把握の結果や収集された先進事例について分析を行い、高齢化した利用者に対する支援のあり方についての検討を行い、報告書を作成すること。</p>
期待する事業成果	<p>本調査研究の報告にあたっては、以下の内容を必ず盛り込むこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実態把握 <ol style="list-style-type: none"> ① 利用者の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の年齢構成 ・ 年齢層別の障害状況、健康状態 等 ② 利用施設のバリアフリーの状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 共有スペースのバリアフリーの状況 ・ 居室のバリアフリーの状況 等 ③ 支援手法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化した利用者に対する支援内容や所要時間 ・ 年齢層別の支援内容の違い（高齢化した利用者に特化しているか） 等 ④ 先進事例の収集及び検証 2 高齢障害者への支援のあり方についての提言（支援マニュアル（案）作成） <p>把握した実態や先進事例の分析に基づき、高齢化した利用者に対する支援手法やハード面の工夫方法等、支援マニュアル（案）の作成</p>
担当課室・係	障害福祉課 福祉サービス係

指定課題 21	障害児・者の移動支援のあり方に関する調査
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者自立支援法では、障害者等の移動支援については、</p> <p>① 移動支援と介護を一体的に提供する必要がある一定以上の重度障害者等については、自立支援給付の「重度訪問介護」「行動援護」として、</p> <p>② 突発的なニーズへの対応など柔軟性のある支援を行う必要があるものについては、市町村が創意工夫を活かし、柔軟な形態で効率的・効果的に事業展開が可能な地域生活支援事業の「移動支援事業」として、位置付けられている。</p> <p>当調査研究では、地域で暮らす障害者等への移動支援について、今後の議論の参考とするために、市町村毎に実施されている移動支援事業を中心に、その実態を把握して分析した上で、移動支援に係る課題の整理を行うこととする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>①自治体調査（悉皆あるいは抽出）、②事業所調査（抽出）、③利用者調査（抽出）を行う。</p> <p>自治体調査では、実施要綱等を基にして、給付対象者、サービス提供事業所及びサービス提供者の資格要件、報酬、利用料等について把握する。</p> <p>事業所調査では、従事者数、従業者の研修受講状況、利用者の障害の状況、利用者数、サービス提供時間数等について把握する。</p> <p>利用者調査では、障害の状況、利用目的、利用時間数、利用地域（範囲）、利用者負担等について把握する。</p> <p>それぞれについて、実態の把握と併せて、課題の整理を行う。</p>
期待する事業成果	<p>本調査研究の報告書には、以下の内容を必ず盛り込むこと。</p> <p>① 自治体調査 給付対象者、支給決定手続き、利用者数、支給決定量、事業所及び従業者の要件、報酬単価、利用料等の実態把握と分析</p> <p>② 事業者調査 従事者数、従業者養成に係る研修及び現任研修等の受講状況、利用者の障害、利用者数、サービス内容（移動手段等）、サービス提供時間数、サービス提供時間帯、サービス提供可能地域、利用料、収支等の実態把握と分析</p> <p>③ 利用者調査 障害の状況、利用目的（ニーズ）、利用時間数、利用頻度、利用地域（範囲）、移動手段、利用者負担、満足度等の実態把握と分析</p> <p>④ ①～③の内容を踏まえた課題の整理</p>
担当課室・係	障害福祉課 訪問サービス係

指定課題 22	在宅の知的障害者・精神障害者等に対する支援のあり方に関する調査
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者自立支援法においては、在宅で生活する知的障害者・精神障害者等に対するサービスとして、自立支援給付（個別給付）では知的障害等に起因する行動障害等の特性を踏まえた行動援護や居宅介護等、地域生活支援事業では移動支援事業や生活支援事業などが設けられている。</p> <p>しかし、在宅で生活する知的障害者・精神障害者等個々人が、どのような状況の中で、どのようなサービスを利用しているのか等、個人個人に着目したサービスの利用状況については、十分な実態把握がされてこなかったところである。</p> <p>本調査研究では、今後の議論に資するために、在宅の知的障害者・精神障害者等のサービス利用の実態やニーズ等について把握し分析した上で、課題の整理を行うこととする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>自治体又は事業所（訪問系サービスの事業所、相談支援事業所等）を通じて、在宅の知的障害者・精神障害者（発達障害や高次脳機能障害の者が含まれる）等について、障害の状況、家族状況、ニーズ、サービスの利用状況等を含めた生活の実態を把握し、障害及び環境に応じてどのような支援の特徴があるのか明らかにするとともに、支援上の課題を整理する。</p> <p>併せて、（相談支援事業等を利用して）サービス利用について相談したが、結果として障害福祉サービス等のサービス利用に至ることなく在宅で生活している障害者等についても抽出し、サービス利用に至らなかった理由、その生活の状況等についても把握して分析し、課題等を明らかにする。</p> <p>なお、各々の障害特性を踏まえた支援の状況等について把握・分析できるように、調査対象の抽出については十分に留意すること。</p>
期待する事業成果	<p>本調査研究の報告書には、以下の内容を必ず盛り込むこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 在宅の知的障害者・精神障害者等の障害状況、年齢、家族状況等の環境によるニーズの相違等の分析 ② 在宅の知的障害者・精神障害者等の訪問系サービス等の利用状況（どのようなサービスを組み合わせて利用しているか等）、相談支援の利用状況と分析及びその課題 ③ 相談支援事業所の相談支援専門員、市町村の保健師、民生委員等を通じて把握されたサービス利用に至っていない在宅の知的障害者・精神障害者等のニーズ、生活実態及び生活上の課題等の整理と分析
担当課室・係	障害福祉課 訪問サービス係

指定課題 23	訪問系サービス利用者のサービス利用状況等の実態把握に関する調査
指定課題を設定する背景・目的	<p>居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスの利用者については、他の障害福祉サービス又は他制度（介護保険等）によるサービスを、どのように組み合わせて利用しているのか明らかでなく、国保連のデータでも把握が困難である。</p> <p>また、障害者等の医療機関や入所施設から地域生活への移行の推進が図られている中で、医療を必要としながらも在宅で生活する障害者等が増加してきており、これらの障害者等については、ヘルパーに認められている痰の吸引等、医療的なケアの提供を含めたサービスの利用状況が把握されていない。</p> <p>そこで、本調査研究では、今後の訪問系サービスのあり方等の議論の参考するために、訪問系サービスの利用者について、以下の状況を明らかにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 他制度（介護保険等）のサービス利用状況 ② 医療が必要な者等のサービスの利用状況 ③ ヘルパー等が痰の吸引を実施している障害者等の状況
想定される事業の手法・内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 ALS、遷延性意識障害、筋ジストロフィー、脊髄損傷等病名ごとの全国における患者数の推計について、これまでの文献・調査等の学問的見地から推計する。 2 ALS、遷延性意識障害、筋ジストロフィー、脊髄損傷等の関係団体の協力を得るなどして、在宅において訪問系サービスを利用している患者について、病名ごとに、サービスの利用状況等を調査票を用いて調査する。調査項目については、以下の内容を含めること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 対象者の年齢、障害の状況 ② 障害者自立支援法の訪問系サービス以外の以下のサービスの利用状況（利用者数、利用時間数、費用額、組み合わせの状況等）の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援給付サービス（短期入所 等） ・ 介護保険（訪問介護、訪問看護 等） ・ 医療保険（訪問看護 等） ・ 生活保護（他人介護料 等） 他 ③ 医療サービスを必要とする者等の訪問系サービスの利用状況（利用者数、利用時間数、費用額等）の把握 ④ 痰の吸引を必要とする者等の以下の状況についての実態把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ ヘルパーによる痰の吸引を受けている利用者数 ・ その障害者等について、ヘルパー等を含むサービスの利用状況 ・ サービス利用に係る費用額 等 3 1及び2に基づき、ALS、遷延性意識障害、筋ジストロフィー等病名ごとに全国における訪問系サービスの利用者数を推計する
期待する事業成果	報告書には、上記の調査項目の結果の他、障害、年齢、疾病等別に、そのサービスの組み合わせ利用の状況、その特徴及び課題等についても分析すること。
担当課室・係	障害福祉課 訪問サービス係

指定課題 24	障害児施設のあり方に関する調査
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害児支援については、障害者自立支援法の制定の際、同法の附則において、施行後3年の見直しにおける具体的な検討項目の一つとされていたところである。</p> <p>これを踏まえ、「障害児支援の見直しに関する検討会報告書」及び「社会保障審議会障害者部会報告」において、障害児通所施設について、「障害児にとって身近な地域で支援を受けられるようにするため、障害種別による区分をなくし、多様な障害の子どもを受け入れられるよう、一元化の方向で検討していくべきである。」と提言され、また、障害児入所施設については、「現行障害種別等により7類型となっているが、障害の重複化を踏まえ、複数の障害に対応できるよう一元化を図っていくべきである。」と提言されたところである。</p> <p>このため、今後の議論の参考として、障害児施設の一元化を含めた、障害児の障害特性に応じた適切な支援を可能とする施設のあり方について調査研究を行うこととする。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害児の障害特性に応じた適切な支援を可能とするための、障害児入所施設及び障害児通所施設の一元化を含む施設のあり方や施設体系等について検討すること。 ○ さらに、その施設体系における設備基準、人員配置基準、報酬、支援内容のあり方等について検討すること。
期待する事業成果	<p>今後の障害児施設の在り方についての検討資料とするため、本調査研究の報告には、以下の内容を必ず盛り込むこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障害児施設の現状、問題点、課題（支援を必要とする障害児及び気になる段階の児童の状況、障害児の実態等について） ② 障害児施設の基本方針（施設の目的、他の児童福祉施設との関係、実施主体（都道府県、市町村）の役割分担、在園期間の延長、在宅支援等について） ③ 新たな制度における障害児施設の体系等（施設類型、一元化、医療型施設や福祉型施設等の整理について） ④ 新たな制度における障害児施設の基準等（名称、機能、支援内容、根拠法令、設備基準の在り方、職員配置の在り方、給付額と各種加算、相談支援機関や他施設等との連携等について） ⑤ 関係機関等との連携（医療、保健、福祉、教育、就労機関等との地域での一貫した支援体制について） ⑥ 今後検討が必要とされる課題（実施主体、統合化、小規模化、地域化等について）
担当課室・係	障害福祉課 障害児支援係

指定課題 25	障害児支援の強化に向けた福祉と特別支援教育における連携に関する調査
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害のある子どもやその家族に対する支援は、「児童福祉法」を柱として、「障害者基本法」等に基づき総合的な福祉施策を展開してきた。その後、平成18年にはノーマライゼーションの理念に基づき、「障害者自立支援法」が施行された。</p> <p>また、平成17年には発達障害者に対する支援の促進を目指した「発達障害者支援法」が施行され、平成19年には「特別支援教育制度」が導入されるなど、障害のある子どもと家族を取り巻く環境は大きく変化してきている。</p> <p>障害児支援の強化については、「障害児支援の見直しに関する検討会報告書」及び「社会保障審議会障害者部会報告」において、放課後等の居場所の確保、卒業後の就労・地域生活に向けた教育・福祉・就労施策の連携、地域自立協議会の活用、就学前から学齢期への移行時、進学時、卒業時における切れ目のない連携の必要性、また、個別の（教育）支援計画の作成と活用等、福祉施策と教育施策の連携を強化していく必要があると提言されたところである。</p> <p>このため、今後の議論の参考として、障害児に対する福祉施策と教育施策が連携し、適切な支援を可能とする総合的な障害児支援施策のあり方について調査研究を行うこととする。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害児やその家族に対する、ライフステージを通じた医療、保健、福祉、教育、就労等、様々な関係者・機関の連携を強化し、特別支援学校等の在校中からの切れ目のない支援の実施のため、先進的な地域ネットワークによる好事例の収集等を通じ、一貫した、継続的な支援の分析とあり方への提案を行うこと。 ○ 障害児支援及び特別支援教育の関係者、有識者等による現状分析と課題整理等、横断的な視点で幅広く検討すること。
期待する事業成果	<p>障害児支援の強化に向けて、地域における福祉施策と教育施策の連携した総合的な障害児支援施策のあり方について具体的な検討資料とするため、本調査研究の報告には、以下の内容を必ず盛り込むこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 卒業後の就労及び地域生活に向けた教育・福祉・労働に関する各施策の内容及び施策間の連携に関する現状と課題の整理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校在学中に行う就労に関するアセスメントのあり方、卒業後の地域生活や就労を見据えた取組を進めるための個別の（教育）支援計画の活用方法、地域支援ネットワーク会議のあり方について 等 ② 今後検討が必要とされる課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 送迎、通学手段（寄宿舎）、短期入所利用中の通学について 等
担当課室・係	障害福祉課 障害児支援係

指定課題 26	精神障害者地域生活移行支援のための当事者と障害福祉サービス事業所等への普及啓発及びアドバイザー研修プログラムの開発
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神障害者の地域移行は喫緊の課題であるが、他障害に比べて、精神障害者の障害福祉サービスの利用割合は低く、精神障害者にサービスを提供したことのない事業者が多いことが、地域生活支援の阻害要因となっていることが考えられる。 ○ また、これまで精神障害者の地域移行の支援等が自治体や事業所等が主体的となって支援提供を図ってきたが、当事者が主体的に障害福祉サービス等の利用ができる仕組み作りや当事者へのサービス利用等の普及啓発を行う必要がある。 ○ そこで、地域移行支援の更なる促進と、支援を担う事業者等の充実を図るため、精神障害者の支援をこれまで担ったことのない事業所（福祉、介護）に対して、精神障害者の支援を始める上での相談や技術的指導等を行うアドバイザーを養成するための研修プログラムを開発する。
想定される事業の手法・内容	<ol style="list-style-type: none"> 1) 障害福祉サービス事業所等へのアンケート調査 精神障害者の支援を実施したことがない障害福祉サービス事業所、介護サービス事業所等に対して、精神障害者の支援を行う場合に必要と考えられる知識、情報等を調査 2) 精神障害者への障害福祉サービス利用普及啓発パンフレットの作成 精神科病院等の入院患者を含めた精神障害者への、障害福祉サービス等の紹介や利用方法等を含めた、3~4ページ程度の簡潔なパンフレットの作成と普及啓発の方法に関する提案を行う。 3) アドバイザー養成研修プログラムの開発 精神障害者地域移行支援特別対策事業における「地域体制整備コーディネーター」が、各地の精神障害者に対する支援の経験がない事業者のアドバイザーとしての活動ができるよう教育する研修プログラムを開発し、研修会の実施を通じて当該プログラムの評価を行う。
期待する事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神障害者への介護・福祉サービス提供に必要とする情報等の調査結果。 ・精神障害者への支援状況、支援に関する課題、必要な知識・情報及びサポート内容等を調査項目に含めること。 ○ 当事者向けの障害福祉サービス利用普及啓発パンフレット。 ・障害福祉サービスの紹介、利用方法等が当事者の目線からわかりやすく表現されていること。 ○ 都道府県担当職員、地域体制整備コーディネーター等を対象とする研修会の開催（3回程度）と、研修プログラムの評価結果。 ・調査結果を踏まえた研修内容となっていることが望ましい。 ・精神障害者の特性、地域移行支援と地域生活支援の重要性及び基本的な支援ノウハウのアドバイス方法が内容に含まれていること。
担当課室・係	精神・障害保健課 障害保健専門官

指定課題 27	未治療・受診中断等の精神疾患患者へのアウトリーチ（訪問）支援モデルの開発と普及
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統合失調症の患者は、重症化した際に社会生活に支障をきたし、自ら支援を求めることが困難になりやすいことから、アウトリーチ（訪問）による、医療・福祉の総合的な支援が必要。 ○ 平成22年度より、受療中断や服薬中断により再発した精神障害者や未受診者等に対して、行政と民間が連携し、多職種によるアウトリーチ（訪問による支援）を通じ、入院を要する状態を回避する（いわゆる「危機介入」）ために「地域定着支援事業」が創設された。 ○ 保健所等の行政機関と、医療機関・訪問看護ステーション等民間の関係機関が連携して「地域定着支援事業」を適切かつ効果的に運営するためのマニュアル作成、各地域における実施の促進を図ることを目的とした研修プログラムの開発を行う。
想定される事業の手法・内容	<p>1) 地域定着支援事業運営マニュアルの作成</p> <p>支援対象者の定義、多職種チームの構成・役割・具体的な配置方法、24時間支援体制の整備と運営方法、行政機関と医療・福祉サービス機関との具体的な連携方法、関連する法制度の解釈等に関して、支援体制モデル例を含めた実用的なマニュアルを作成する。</p> <p>2) 地域定着支援の研修プログラムの開発</p> <p>地域定着支援事業マニュアルを踏まえた研修プログラムを作成、試行的に研修会の実施した上で、研修プログラムの評価を行う。</p>
期待する事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域定着支援事業運営マニュアルの作成。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象者の定義、多職種チームの構成・役割・具体的な配置方法、24時間支援体制の整備と運営方法、行政機関と医療・福祉サービス機関との具体的な連携方法、関連する法制度の解釈等が含まれていること。 ○ 行政担当者、保健所、精神保健福祉センター職員、精神科在宅医療・看護及び相談業務従事者、相談支援事業者等への地域定着支援に関する研修会実施（全国3カ所程度）と、研修プログラムの評価。 <ul style="list-style-type: none"> ・ マニュアルに沿った研修内容となっていること。 ・ 研修会には具体的な実践例が含まれていること。
担当課室・係	精神・障害保健課 障害保健専門官

指定課題 28	依存症者に対する地域支援、家族支援のあり方についての調査とサービス類型の提示
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ アルコール依存症、薬物依存症等の依存症者については、精神障害者に含まれてはいるものの、既存の精神保健福祉サービスの枠組みにおいては対応しにくく、十分な支援が行われていない現状がある。依存症者やその家族に必要な保健福祉サービスについての調査・研究が必要である。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 依存症の自助団体や回復施設、家族会等からのヒアリングや現地調査等により、依存症者やその家族に対する支援の現状とあるべき保健福祉サービスについて検討を行い、具体的な対応策を提示する。
期待する事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 依存症当事者、支援者、家族等が参加する討論会の開催。 依存症者の支援を行うに当たっての、以下のような課題に関して、当事者や関係者が経験を共有し学ぶ場となるもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・自助団体や回復施設の運営上の課題と工夫 ・家族等の悩みと支援の方法 ・地域における支援の場の開発と関係者のネットワークづくり ○ 新法で整備すべき依存症者が活用しやすいサービス類型の提示。 障害福祉サービスの枠組み等により依存症者の支援を行う場合の課題を整理し、依存症者が活用しやすく、自助団体・回復施設が提供しやすいサービスのあり方についてまとめたもの。
担当課室・係	精神・障害保健課 心の健康係

指定課題 29	保健福祉領域における訪問活動を活用した精神保健ゲートキーパー機能についての調査とマニュアルの作成
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ゲートキーパー」とは、精神疾患や自殺のサインに気付き、見守りや助言を行い、専門相談機関への相談につなぐ役割が期待される人材を意味するものである。 ○ こんにちは赤ちゃん事業、介護予防事業、児童福祉・生活保護担当職員による訪問等、地方自治体等で実施されている既存の保健福祉事業には訪問活動を実施しているものが多数ある。 ○ 活動の目的が精神保健に関するものでなくとも、その対象となる者や家族には、うつ病、統合失調症等の患者が多く、それらの患者は自ら精神疾患に関する相談窓口を訪れたり支援を求めることが困難なことが多い。 ○ 訪問活動従事者をゲートキーパーとして、未治療の精神疾患患者の支援を行うことにより、精神疾患患者の地域生活支援を効果的に実施できる可能性がある。また、当該対象者は自殺のハイリスク者でもあると考えられ、自殺防止にも資するものである。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村等における既存の訪問活動について、精神保健対策の視点を踏まえた活動のあり方について先進事例の調査等も含めた検討を行う。 ○ 訪問活動を通じて、精神保健のゲートキーパーとしての機能を発揮するため、その実施や人材育成、関係機関との連携についての具体的な手法を開発し、マニュアル化する。なお、うつ病等による自殺リスクにも気づくことができるよう配慮する。 ○ さらに、具体的な自治体において、モデル的に人材育成等を行い、未治療の精神疾患患者を発見した際に援助機関・医療機関等への紹介を行うこと等を通じて、ゲートキーパー機能の向上のための課題や方策を明らかにし、マニュアルや人材育成研修プログラムに反映させる。
期待する事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村等での訪問活動における精神保健対策（自殺防止の観点を含む）のマニュアルの作成。 マニュアルには、以下の内容を含むものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健、介護予防、児童福祉、生活保護担当職員等が、精神保健・自殺のゲートキーパーとして活動できるための、具体的な人材育成方法、関係部局との実践的な連携の構築方法、実施に際して生じた課題の解決方法 ・母子保健、介護予防、児童福祉、生活保護担当職員等への研修等を行った際の教材 ○ 母子保健、介護予防、児童福祉、生活保護担当職員等を精神保健・自殺のゲートキーパーとして養成するためのモデル的な人材育成研修の実施。
担当課室・係	精神・障害保健課 心の健康係

指定課題 30	精神疾患の社会的コストの推計
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神疾患患者が323万人（平成20年）にのぼり増加傾向にあり、精神疾患の国民生活への影響は甚大である。 ○ 英国においては、精神疾患の社会的コストについて、公的機関が試算を行い、対策に活用されている（参考：The King's Fund. Paying the Price, The cost of mental health care in England to 2026）。なお、当該試算には自殺に関するコストの試算も含まれている。 ○ 我が国においても、精神疾患への対策を、国民的な優先的な政策課題として推進するためには、その重大性について、社会的な合意を一層深める必要がある。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神疾患について、疾患別、男女別、年齢別等の発生件数・罹患人数とともに、逸失賃金、医療や福祉サービス等の直接的コスト、家族介護の手間などの間接的コスト、自殺による経済損失等を推計することにより、我が国における精神疾患の社会的コストの総量を試算する。 ○ また、精神保健施策や治療法等を導入するなど、精神疾患に関する様々な施策を実施した場合の便益についても定量的に試算を行う。
期待する事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記手法に基づく推計の、具体的な推計手法、推計結果をまとめた報告書・推計に用いたデータ及び出典、推計の際に用いた仮定の内容、推計方法を明らかにすると共に、推計の対象とした疾患、コストや便益の範囲等を具体的に明らかにしたもの。
担当課室・係	精神・障害保健課 心の健康係

指定課題 31	高齢精神障害者の生活の場の確保と社会資源の活用に関する調査と提言
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年患者調査によると、精神病床入院患者の約半数（48%）が65歳以上となるなど、精神科入院患者の高齢化の進展が著しいが、高齢精神障害者はADLの障害や身体疾患を併せて有する割合が高くなっている。 ○ このため、精神病床入院患者の退院促進に当たっては、介護や身体疾患への医療の提供体制の確保を併せて行う必要がある。 ○ 一方、今後、高齢精神障害者の生活の場の確保に当たっては、新たな生活の場の創出と併せて、精神病床の削減を図る際に生ずる既存の建築物や精神科医療機関に雇用されている介護・看護職員等を活用策についても検討する必要がある。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関が病床削減を行った事例を調査し、改築の方法等建築物に関する観点、資金繰り等経営上の観点、人材の研修や配置転換など人事上の観点、医療機関等の運営上の観点等から、現場におけるこれまでの様々なノウハウや課題を抽出する。 ○ 精神科病院が病床削減を伴って業務の改革を行う際に、建築物や専門人材等の経営資源を有効に活用するために、今後政策的に解決すべき課題を明らかにする。
期待する事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関の病床削減におけるノウハウ等の事例集。 他の医療機関等においても活用できるよう、実施における課題と、その解決方法、スケジュール等について、以下の観点等を含め具体的に記載したもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・改築の方法等建築物に関する観点 ・資金繰り等経営上の観点 ・人材の研修や配置転換など人事上の観点 ・医療機関等の運営上の観点 ○ 精神科病院の業務改革に必要な政策的提言。 上記事例を含め、改革に向けた政策的課題とその解決策について、建設的な提言を行うもの。
担当課室・係	精神・障害保健課 企画法令係

指定課題 32	触法精神障害者(医療観察法対象者含む)の地域生活・社会復帰支援のあり方に関する調査と支援モデル等の作成
指定課題を設定する背景・目的	<p>医療観察法の施行後4年以上が経過し、通院対象者が増加局面にあるなか、触法精神障害者(医療観察法対象者含む。以下、同じ。)の地域生活・社会復帰支援の充実が求められているが、地域の社会的資源の不足や地域の関係機関間の連携が十分に機能していないなどの課題があるため、新たな精神医療体制の構築を進めていくなかで触法精神障害者についても地域社会で自立した生活を営むことができるようにつけていくことが極めて重要である。</p> <p>また、平成21年度の障害福祉サービスの報酬改定において障害福祉施設における通院対象者の相談援助や個別支援が評価対象とされたが、当該サービスの実施にあたっては、専門的技能と知識を有する福祉職種等の育成が課題となっている。</p> <p>このため、「地域社会における処遇のガイドライン(以下、「地域処遇ガイドライン」という。)」に基づいた運用状況の評価・課題把握や地域処遇開始時に必要とされる社会的資源の体制強化を目的とした基金事業(医療観察法地域処遇体制強化事業)の事例集積を行うとともに、地域生活・社会復帰支援に携わる人材の育成プログラムの作成など触法精神障害者の地域生活・社会復帰を支える支援体制のあり方について包括的に検証・分析することで、精神保健福祉施策の改善に向けた政策立案につなげることを本調査研究の目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域処遇ガイドラインに基づいた地域生活や社会復帰の状況の個別事例や基金事業の事例集積などを通じて、人口規模・社会資源の整備状況に応じた適切な地域生活・社会復帰支援モデルを提示する。 ○ 地域生活・社会復帰支援モデルを踏まえ、障害福祉施設の福祉職種や行政関係者に求められる人材水準の指針、教育モジュール・方法を考案し、触法精神障害者の地域生活・社会復帰支援に携わる人材の育成プログラムを提示する。 ○ 人材育成プログラムを踏まえた研修会・ワークショップの開催を通じ、専門的人材の育成を図るとともに、効果的かつ効率的な教授方法について検証する。
期待する事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域処遇ガイドラインに基づいた地域生活や社会復帰の状況の把握と人口規模・社会資源の整備状況に応じた適切な地域生活・社会復帰支援モデルの作成。 ○ 障害福祉施設や行政において触法精神障害者の地域生活・社会復帰支援に携わる人材の育成プログラムの作成。 ○ 人材育成プログラムに基づき、障害福祉施設の福祉職種や行政関係者を対象とした研修会・ワークショップの開催と教授法の検証。
担当課室・係	精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室 指導係